

ご契約のしおり・約款

この「ご契約のしおり」はご契約に関する重要なことがらを記載しておりますので、ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

- 財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険
- 財形終身年金保険

ご契約のしおり・約款

目 次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」はご契約内容について、ぜひ知っておいていただきたい重要なことがらを説明しております。

☆ ご利用目的別目次	6
☆ 主な保険用語のご説明	8
☆ お願いとお知らせ	11
☆ お手続きやご契約に関するお問い合わせ	96

基 本 契 約

第1 保険種類の特長と仕組み	20
1 財形積立貯蓄保険	20
2 財形住宅貯蓄保険	21
3 財形終身年金保険	22
第2 保険料のお払込み	23
1 保険料のお払込方法（経路）	23
2 払込保険料額などのご通知	23
3 払込代行契約による お払込みの特則	23
4 保険料の払込猶予期間と ご契約の失効	24
5 保険料のお払込みが困難な場合の ご契約の継続方法	24
第3 ご契約の解約と返戻金のお支払い	25
1 ご契約の解約	25
2 返戻金のお支払い	25
第4 契約者配当金のお支払い	26
第5 年齢または性別の誤りの処理	26
第6 その他	27
第7 重度障がいの状態など	28
1 重度障がいの状態	28
2 当社所定の感染症	29
3 療養を要する状態	29

保険金などのお支払い

第1 お支払いする保険金など	32
1 お支払いする保険金など	32
2 保険金などを お支払いできないとき	33
3 保険金などをお支払いできる事 例とお支払いできない事例	34
第2 年金のお支払い	35
1 年金をお支払いするとき	35
2 年金のお支払方法	35
3 継続年金のお支払い	35
4 年金の上乗せのお支払い	36
5 年金支払場所を変更 される時	36
第3 保険金または年金の受取人 および受取方法	37
1 満期保険金受取人 または年金受取人	37
2 死亡保険金受取人の指定 または変更	37
3 死亡保険金受取人が指定されて いない場合の死亡保険金受取人	37
4 保険金または年金の受取方法	38
5 指定代理請求制度	38
6 保険金または年金のご請求に 必要な書類	40

各保険種類に固有な事項

◎ 財形積立貯蓄保険	44
◎ 財形住宅貯蓄保険	46
◎ 財形終身年金保険	49

そ の 他

第1 返戻金額例	52
[財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険]	
1 失効または解約の場合の 返戻金額	52
2 死亡返戻金の額	53
3 保険金額の減額変更の場合の 返戻金額	53
[財形終身年金保険]	
1 死亡による死亡返戻金	54
2 解約による返戻金	54
第2 税制上のお取扱い	55
1 非課税扱いを受けるために 必要なお手続き	55
2 お受け取りになる保険金など (契約者配当金を含みます。) ..	57
3 ご注意	57
第3 財形持家融資制度の ご利用について	58
第4 財産形成貯蓄活用給付金	58

約款

「ご契約のしおり」と併せてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

保険種類ごとの約款

- 財形貯蓄保険普通保険約款
- (財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険)
- 財形終身年金保険普通保険約款 ... 70

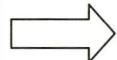
お取扱いに関する約款

- 指定代理請求特則条項
- 78

ご利用目的別目次

ご契約について次のようなことがあった場合や、契約内容について確認が必要な場合には、該当するページをご覧ください。

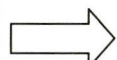
保険用語の意味について知りたい



主な保険用語のご説明

P 8

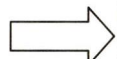
加入できる払込保険料または年金の限度額について知りたい



ご加入の制限

P11

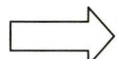
お申込みを撤回したい



ご契約のお申込みの撤回
(クーリング・オフ制度)

P12

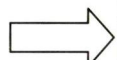
いつから保障が開始するのか知りたい



ご契約の責任開始時

P13

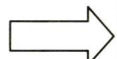
この保険の特長について知りたい



保険種類の特長と仕組み

P20

保険金（年金）がもらえるのはどのようなときか知りたい

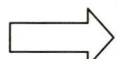


お支払いする保険金など
年金のお支払い

P32

P35

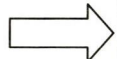
保険金（年金）の請求には何を用意すればよいのか知りたい



保険金または年金のご請求
に必要な書類

P40

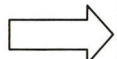
保険金（年金）はだれが請求できるのか知りたい



保険金または年金の受取人
および受取方法

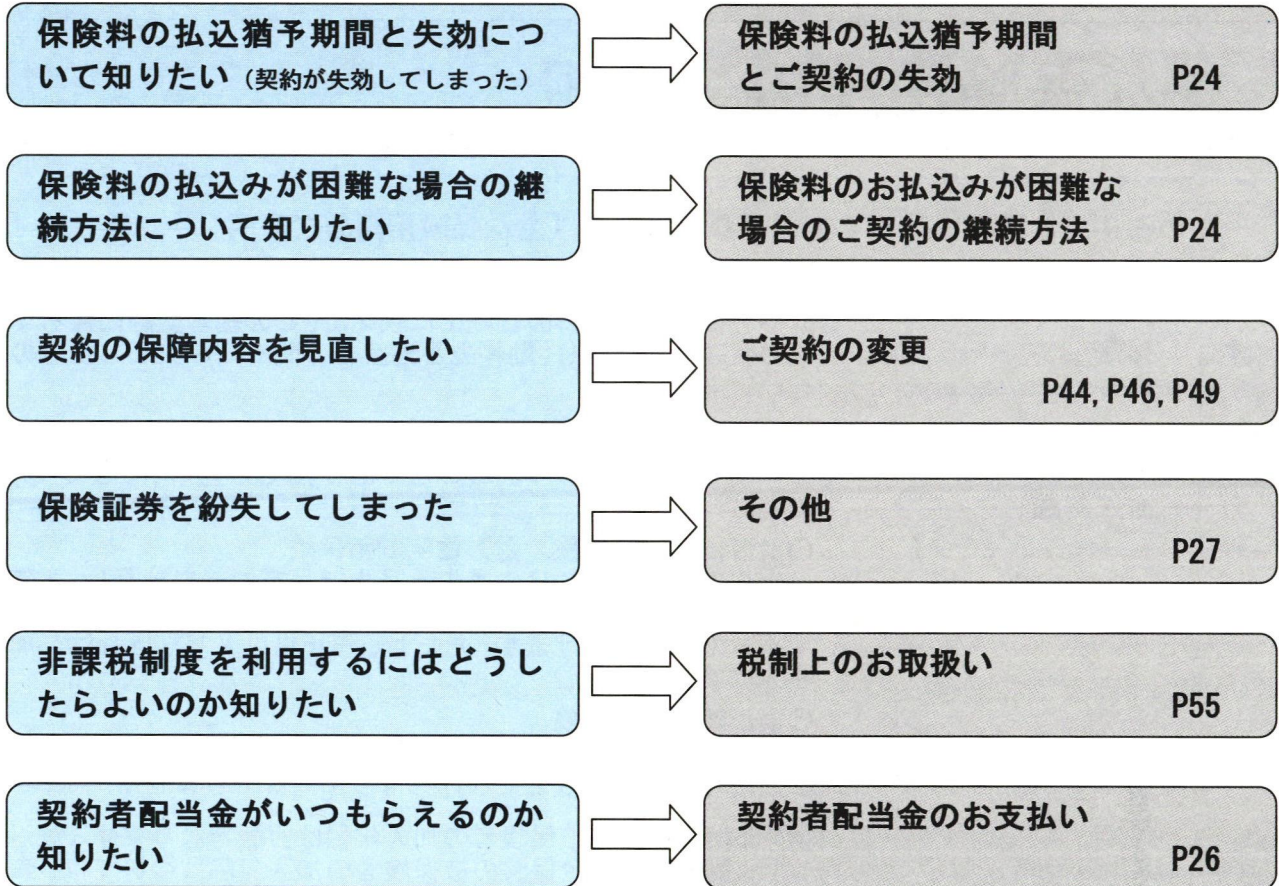
P37

転居した場合の手続きについて知りたい



その他

(当社からのお願いとお知らせ) P17



主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただく上でご参考になる「主な保険用語のご説明」

オ 覚書

- 財形貯蓄取扱依頼書のご提出に代えて、この基本契約に係る事務のお取扱いに関し、勤務先と当社との間で取り交わしたものをいいます。

カ 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢のことであり、保険種類に応じて、次のとおりです。

○財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険

出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年未満の端数については6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。ただし、満15歳以上でなければご加入はできません。

○財形終身年金保険

満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。ただし、満36歳以上でなければご加入はできません。

(例) 36歳7か月の被保険者の加入年齢は37歳となります(ただし、財形終身年金保険の被保険者の加入年齢については、満年齢です。)

キ 基本年金

- 年金から積増年金に係る部分を除いたものをいいます。

ク 偶発的な外来の事故

- 災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由であって、当社所定の感染症(29ページ参照)を除いたものをいいます。

ケ 契約応当日

- ご契約後の保険期間中に迎える毎年または毎月の契約日に応当する日(その月にその応当日がない場合には、その月の末日の翌日)をいいます。

契約者配当金

- 決算に基づき、ご契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

契約日

- 責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。

サ 財形貯蓄取扱依頼書

- この基本契約に係る事務のお取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先などが当社に提出したものをいいます。

シ 失効

- 保険料払込猶予期間(払込時期経過後ただちに保険契約の効力を失わせることなく、保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。)内に保険料のお払込みがないことにより、ご契約の効力が失われることをいいます。

セ 責任開始時
責任開始の日

- 申し込まれたご契約の保障が開始される時期を「責任開始時」といい、その責任開始時の属する日を「責任開始の日」といいます。

	責任準備金	●将来の保険金などをお支払いするために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるお金をいいます。
タ	第1回保険料相当額	●ご契約のお申込みの際にお申し込みいただくお金をいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます（保険料充当金ともいいます。）。
ツ	積増年金	●財形終身年金保険において、契約者配当金により基本年金に積み増す年金をいいます。その年金の額は、契約者配当金の割り当ての割合によって異なります。
ネ	年金受取人	●年金を受け取る方をいい、被保険者の生存中は被保険者ご自身が年金受取人になります。
	年金継続受取人と継続年金	●財形終身年金保険において、保証期間内に被保険者が死亡されたときに、残りの保証期間の年金を受け取る方を年金継続受取人といい、そのお支払いする年金を継続年金といいます。 なお、財形終身年金保険の年金継続受取人は保険契約者の相続人などです。 (注) 継続年金を受け取る権利は、保険契約者の相続財産となりますので、民法の相続の規定によって、保険契約者の権利義務を承継された方が年金継続受取人となります。
	年金支払事由発生日	●被保険者が年金支払開始年齢に達した日をいいます。
ハ	払込時期	●払込保険料をお払込みいただく期間をいい、1か月ごとまたは半年ごとの契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日とします。）の属する月の1日から末日までをいいます。
ヒ	被保険者	●その人の生死などが保険の対象とされる方です（その方の生存や死亡などに関して保険金または年金が支払われます。）。
ヘ	返戻金	●ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。ご契約後短期間の場合は返戻金がない場合やごく少ない金額となる場合があります。
ホ	保険金	●被保険者が所定の事由に該当したときまたは被保険者のお身体が特定の状態に該当し、一定期間継続したときに、お支払いするお金のことをいいます。
	保険金受取人	●保険金の支払事由が発生した場合、保険金を受け取る方をいいます。
	保険金の支払事由（保険事故）	●保険期間中における被保険者の死亡、保険期間の満了などの保険金が支払われることとなる事由（事故）をいいます。

保険契約者

- 当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約の変更などの請求権）および義務（例えば、保険料支払義務）を有する方をいいます。

保険証券

- ご契約の保険金額や保険期間など契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金などをお受け取りになる際などに必要となりますので、大切に保管してください。

保険料

- ご契約に基づき基本契約に係る保険金などをお支払いすることの対価として、保険契約者にお支払いいただくお金をいいます。

保証期間

- 財形終身年金保険において、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡された場合に継続して年金のお支払いをする一定の期間をいいます。

ヤ

約款

- ご契約の締結からご契約の消滅までの取り決め（契約内容）を規定したものをいいます。

お願いとお知らせ

1 当社の業務委託

当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求の受付などの業務の一部をグループ会社の1つである「郵便局株式会社」に委託しています。

2 ご加入の制限

(1) ご加入できる方の制限

財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険および財形終身年金保険では、保険契約者および被保険者が同一人（財形終身年金保険では、年金受取人も同一人）で、かつ、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者であることが必要です。

【財形法第2条第1号】

「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。

また、保険料が事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主がご親族の場合には財形法上の勤労者と認められることが必要（例：事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しないなど）であることなどの要件を満たすことが必要です。

なお、これらの要件に適合しない場合には、ご契約は無効となります。

(2) ご加入できる契約数の制限

既に財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を、既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

(3) ご加入できる払込保険料および年金の限度額

当社の保険契約については、法律および政令により、被保険者1人についてご加入できる払込保険料総額および年金額などの限度額（加入限度額）が定められています。

このため、この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることとなります。

※財形商品については、下記の加入限度額の外に関係法令による払込保険料総額などの制限があります。

○財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険の払込保険料総額の加入限度額

被保険者1人につき 550万円

○財形終身年金保険の年金の加入限度額

被保険者1人につき 年額90万円

ご注意

- ご契約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には保険金などのお支払いを行うことができませんので、お客さまの不利益となります。
- 被保険者が簡易生命保険契約（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約のことをいいます。なお、当社が引き受ける生命保険のご契約は、簡易生命保険契約とは異なります。）にご加入されている場合には、当社の生命保険にご加入できる払込保険料の総額または年金額は前記の金額から簡易生命保険契約の保険料総額または年金額を差し引いた額となります。

3 ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

お申込者（契約成立後は保険契約者）は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面（※）によるお申し出により、ご契約のお申込みを撤回（契約成立後は解除）することができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。

ご契約のお申込みを撤回される場合には、撤回をされる方が正当な権利者（申込者または保険契約者）であることを証明できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をご持参の上、次の事項を記載し、記名押印した書面を上記の期間内に当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出または郵送してください（郵送の場合は、8日以内の消印有効）。

（※）お申込みを撤回する際の書面には、以下の内容をご記入ください。

- お申込みを撤回する旨、申込撤回年月日、保険契約のお申込みの年月日、保険種類、保険金額、年金額、保険料額、申込者の住所および氏名、被保険者の氏名、保険証券の記号番号（保険証券を受け取られている場合に限り。この場合、保険証券もご持参ください。）

ご注意

- お申込みの撤回などをされた後保険証券が勤務先を経由してお申込者あてに交付されることがあります。この場合は、大変お手数ですが、行き違いで送付された保険証券は、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にお渡しいただきますようお願いいたします。

4 生命保険募集人

(1) 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が行う保険募集には、保険契約の締結の「媒介」と「代理」の2種類があります。

ア 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約が成立します。

イ 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

(2) 当社の商品を取り扱う生命保険募集人について

当社の商品を取り扱う生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

5 ご契約の責任開始時

ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額などを考慮して判断させていただきます。

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお払込みが完了したときから、当社にご契約上の責任を負います。

お申込みの承諾の通知に代えて勤務先を経由して保険証券をお届けします。

6 現在のご契約の「解約・減額を前提とした新たなご契約のお申込み」をご検討のお客さまは、不利益になる事項もありますのでご注意ください

現在のご契約を解約またはその保険金額を減額し、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客さまは、次の点にご注意ください。

○現在のご契約を解約、減額された場合にお支払いする返戻金の額は、多くの場合、お払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間の場合は、返戻金が全くない場合やごく少ない金額となることがあります。

○新たな保険契約のお申込みをされるときは、一般のご契約と同様に告知義務があります（ご契約の種類によっては、告知が不要な場合もあります。）。

新たなご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の無効の規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、健康状態などにより新たなご契約のお引き受けができないことや、その告知をされなかったために、上記のとおり新たなご契約が解除または無効となることもあります。

○保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、基本契約などの保険料が高くなる場合があります。

7 当社からのご契約内容などの確認について

当社の担当者（または当社が委託した担当者）が、ご契約のお申込み後、またはご契約締結後の保険金などのご請求の際に、お申込み内容やご請求内容について事実確認をさせていただく場合があります。確認の際にはご協力くださるようお願いいたします。

8 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）を定め、これを実行いたします。

(1) 法令などの遵守

当社は、個人情報を取扱う際に、個人情報保護に関係する諸法令、国が定める指針および本プライバシーポリシーで定めた事項（以下「法令など」といいます。）を遵守いたします。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取扱います。

なお、当社における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

ア 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

イ 関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

ウ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

エ その他保険に関連・付随する業務

(3) 個人情報の取得

当社は、前項で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により個人情報を取得いたします。

(4) 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上で保健医療に関する情報などを含む個人情報を取得および利用することを十分に認識し、取り扱う個人情報を正確かつ最新の状態で保管および管理するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失またはき損などを防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先について、適切に監督いたします。

(5) 個人情報の外部への提供

当社は、法令などで定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはありません。

また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令などで定める必要事項をあらかじめご通知、または公表させていただいた上で実施いたします。

(6) 開示請求などの手続

当社は、法令などで定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正または利用停止などのご請求があった場合には、誠実な対応に努めます。

(7) お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求その他個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望およびお問い合わせについて下記窓口にて承ります。

(8) 継続的な改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化を踏まえて、個人情報保護のための管理体制および取組みについて継続的に見直し、その改善に努めます。

◆ お問い合わせ先

- ・ お客さま相談窓口（かんぽコールセンター）

電話番号：0120-552950

受付時間：平日 9:00から21:00

土日休日 9:00から17:00（1月1日から3日を除きます。）

- ・ 開示請求などに関する問い合わせ先

受付番号：03-3504-4584

受付時間：平日 10:00から17:00

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。

なお、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

【保護機構の概要】

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢、健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】

= 90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページ (<http://www.seihohogo.jp/>) で確認できます。

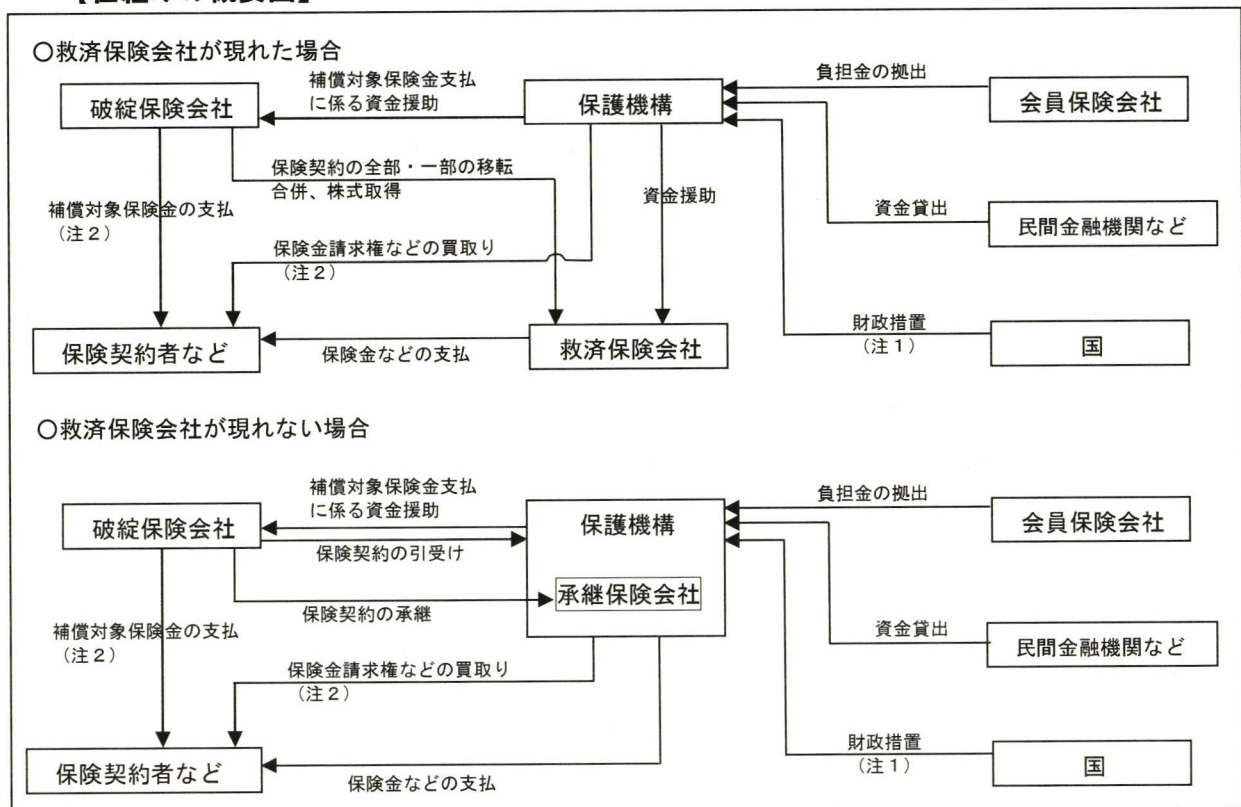
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおい

て被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金などは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。

○補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成20年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 保険証券などをお確かめください

保険契約申込書に記載された保険種類などのお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする保険証券に記載してありますので、保険証券が届きましたら、保険種類、保険金額、年金額、氏名、性別、生年月日、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。

もし、お申込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター(0120-552950)にお知らせください。

12 当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

13 その他（当社からのお願いとお知らせ）

(1) お申込みの際に受けた説明で、ご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター(0120-552950)までお問い合わせください。

(2) 保険契約者、被保険者がご住所を変更された場合には、当社所定の住所変更の届出が必要となりますので、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にお届けください。また、住所変更については、インターネット（※）でもお手続きいただけます。

なお、郵便局にある「郵便物の配達に関する転居届」では、当社の保険契約のご住所などを変更することはできません。

また、住所変更の届出をされなかった場合には、当社からの各種のご案内ができず、その結果として、ご契約が失効することや、保険金のお支払いが遅れるなどの不利益がおよぶことがあります。

長期間にわたり日本国外に出国される場合は、日本国外転勤者の各種申告書を提出されるなどの方法があります。

（※）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

(3) 育児休業やその他の事由により、保険料のお払込みを一時中断される場合は、お早めにかんぽコールセンター(0120-552950)にご相談ください。

(4) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓または改名された場合には、改姓または改名の届出が必要となりますので、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にお届けください。

(5) お手続きの際にご提示いただく各種証明書類については、氏名、ご住所、記号番号などを記録させていただくか、写しをとらせていただく場合がございます。

(6) 保険金の支払または年金の請求などの際に必要な書類は、「保険金などのお支払い」などのお手続きに関するページおよび約款をご覧ください。

(7) この「冊子」は「平成21年10月現在」のお取扱いを説明しております。

なお、ご不明な点がございましたら、その時点での最新の制度をご案内しますので、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

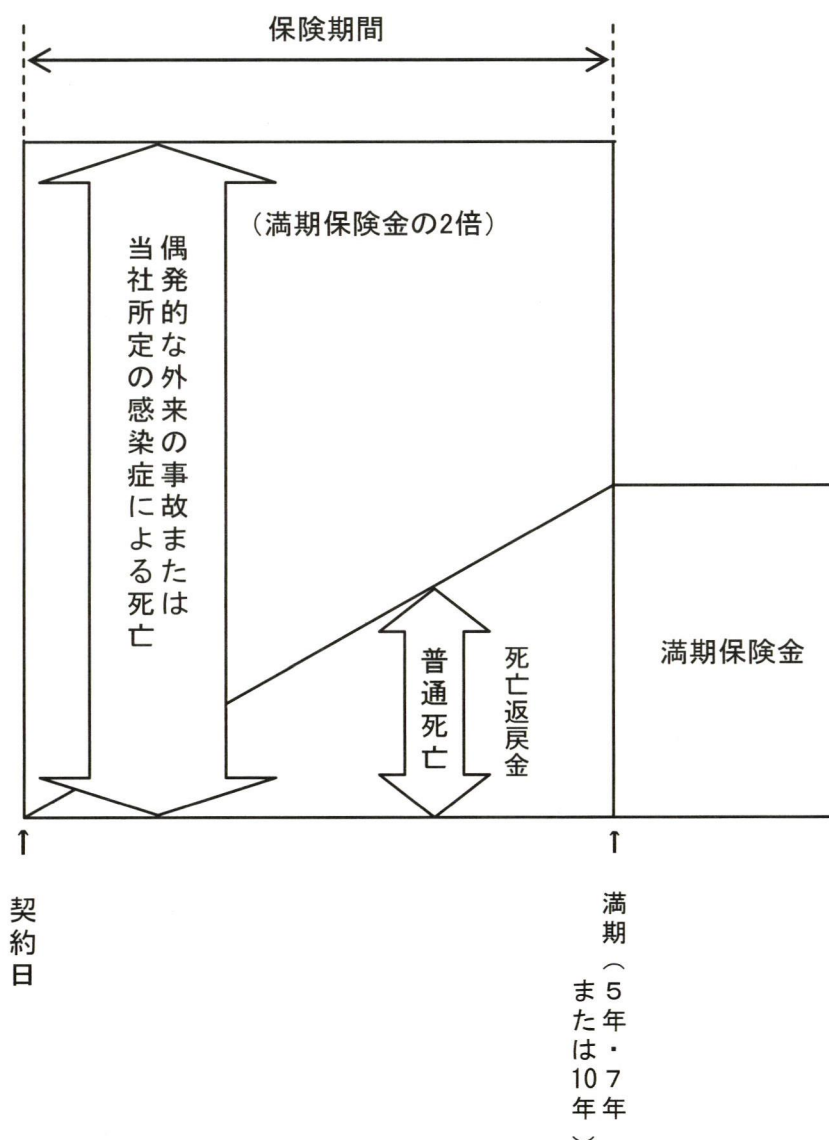
ご契約のしおり (基本契約)

第1 保険種類の特長と仕組み

1 財形積立貯蓄保険

被保険者が生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に、責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき、または責任開始時以後においてかかった当社所定の感染症（29ページ参照）を直接の原因として死亡されたときに死亡保険金をお支払いするもので、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とするものです。

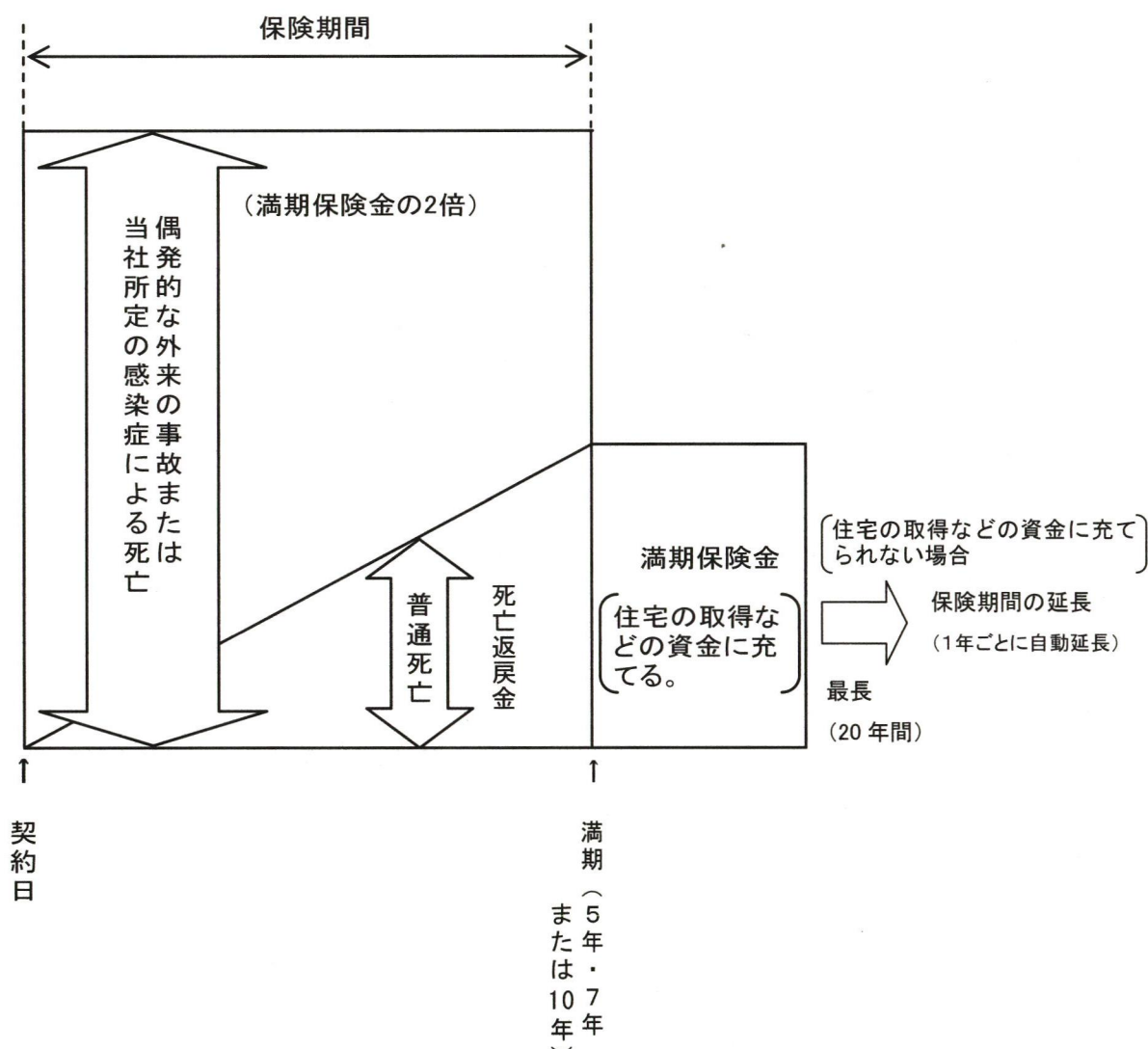
仕組み図



2 財形住宅貯蓄保険

被保険者が生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、被保険者が保険期間中に、責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその被害の日から180日以内に死亡されたとき、または責任開始時以後においてかかった当社所定の感染症（29ページ参照）を直接の原因として死亡されたときに死亡保険金をお支払いするもので、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とし、満期保険金を住宅の取得または増改築（以下「住宅の取得など」といいます。）の資金に充てるものです。

仕組み図



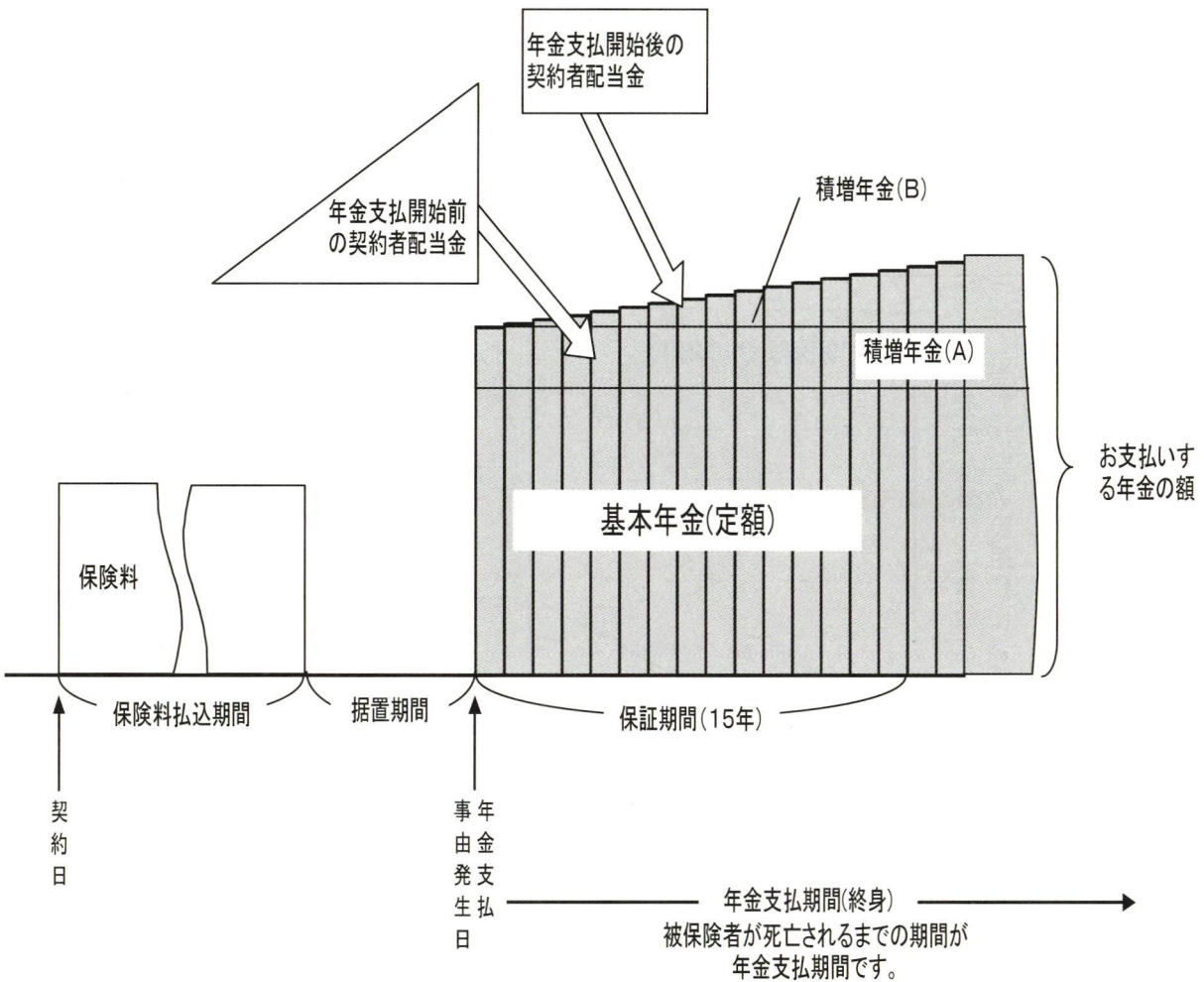
保険期間は、次の場合を除いて、その期間の満了の日に、保険契約者から保険期間を1年間延長する保険契約の変更のご請求があったものとみなして延長（自動延長）します。

- 満期保険金の支払請求があったとき。
- 延長後の保険期間が20年を超えることとなるとき。
- 保険料払込総額が加入限度額（550万円）または財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えることとなるとき。

3 財形終身年金保険

被保険者が年金支払事由発生日からその死亡に至るまで年金をお支払いするほか、被保険者が年金支払事由発生日から一定の保証期間（15年）内に死亡されたときは、その残存期間中（保証期間満了までの間）、年金継続受取人に継続年金をお支払いします。

仕組み図



○ お支払いする年金額は、基本年金と積増年金の合計額です。

積増年金：契約者配当金により年金を積み増す時期

ア 年金支払事由発生日の前日までに割り当てられる契約者配当金 ……契約者配当金を年金支払事由発生日まで積み立てておき、年金支払事由発生日に年金を積み増します。
(積増年金(A))

イ 年金支払事由発生日以後に割り当てられる契約者配当金 ……年金支払事由発生日以後1年ごとの年金支払事由発生日に到来する都度、年金を積み増します。
(積増年金(B))

(注) 割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。

第2 保険料のお払込み

1 保険料のお払込方法（経路）

保険料は、勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除し、財形貯蓄取扱依頼書または覚書に基づいて当該勤務先（勤務先が財形事務を事務代行団体に委託している場合は事務代行団体）が当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）に払い込むことになっています。

2 払込保険料額などのご通知

毎年2回（時期は勤務先が指定した時期としています。）、ご契約について既に払い込まれた保険料の合計額、将来の保険金または年金のお支払いのために積み立てられた金額および契約者配当金の額を記載した財形貯蓄保険料払込額現在高通知書をお届けします。

3 払込代行契約によるお払込みの特則

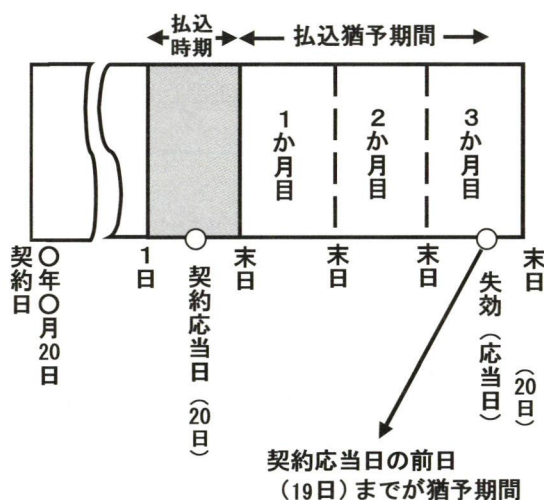
財形積立貯蓄保険において、保険契約者が転職、出向または転勤した場合、転職先などの事業主が財形貯蓄契約のお取扱いを行っていないときは、転職、出向または転勤をした日から2年間に限り、事務代行団体との間で財形法に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から1年間に限り、事務代行団体を經由して保険料を払い込むことにより保険契約を継続することができます。ただし、失効した財形積立貯蓄保険のご契約についてはこの限りではありません。

4 保険料の払込猶予期間とご契約の失効

保険料は、月掛のものは1か月ごとに、半年掛のものは半年ごとにその月末までにお払込みいただくことになっておりますが、一時的にお払込みに差し支えがある場合は、次の例のような払込猶予期間が設けられておりますので、この期間内に必ずお払込みください。

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないときは、ご契約は効力を失います（失効します）。

例 契約日が20日である場合の保険料払込猶予期間（月掛）



(注) 3か月目の月に契約応当日がない場合は、その月の末日までが払込猶予期間となります。

ご注意

財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険および財形終身年金保険では、ご契約の復活のお取扱いはいたしません。

5 保険料のお払込みが困難な場合のご契約の継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次のような方法もあります。

- 保険料額の減額変更** …… 保険料額を減額する契約変更です。これにより以後の保険金額または年金額は下がります（44 ページ、46 ページおよび 49 ページ参照）。
- 保険料払済契約への変更** …… 保険料のお払込みを中止し、保険金額または年金額をそれまで払い込まれた保険料に見合う額に減額する契約変更です（44 ページ、46 ページおよび 49 ページ参照）。

第3 ご契約の解約と返戻金のお支払い

1 ご契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます（財形終身年金保険にあっては、年金支払事由発生日の前日までに限ります。）。この場合、返戻金があるときは、これを保険契約者にお支払いします。

なお、財形法上の不適合事由などにより、ご契約の解約のお申し出があったものとみなされ、ご契約が効力を失う場合がありますので、それぞれ次のページをご覧ください。

- 財形積立貯蓄保険……………45 ページ
- 財形住宅貯蓄保険……………47 ページ
- 財形終身年金保険……………49 ページ

また、月ごとの契約応当日以外の日に解約の通知があったときは、一部の場合を除き、直後の月ごとの契約応当日（保険期間の満了する日を含みます。）に契約は消滅しますので、解約の通知があった日から直後の月ごとの契約応当日の前日までの間に保険金の支払事由が生じますと、保険金が支払われる場合があります（月ごとの契約応当日に解約の通知があったときは、通知があったときに契約は消滅します。）。

2 返戻金のお支払い

(1) 返戻金のお支払いをするとき

返戻金は、次の場合に保険契約者にお支払いします。

なお、ご加入後短期間の場合は、返戻金が全くない場合やごく少ない金額となる場合があります。

ア 財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除または解約の通知
- 被保険者の死亡（死亡保険金の支払免責に該当する場合に限ります。）（33 ページ参照）
- 保険金額の減額変更の請求

イ 財形終身年金保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除または解約の通知
- 年金支払事由発生日前の被保険者の死亡

(2) 返戻金の額

返戻金の額は、52 ページから 54 ページに例示してありますのでご覧ください。

返戻金の額について

生命保険は、お払込みいただいた保険料を、貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部を早く死亡された方々への保険金のお支払いまたは年金をお受け取りになられている方々への年金のお支払いに、また、一部をご契約を維持するための費用などに充て、その残りの部分を将来の保険金または年金のお支払いに備えるため責任準備金として積み立てる仕組みになっています。

お支払いする返戻金の額は、責任準備金（基本契約の経過した年月数により算出した額）とな

りますので、ほとんどの場合、お払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

ご注意

財形住宅貯蓄保険において、ご契約を解約された場合またはご契約が失効した場合で、返戻金を住宅の取得などの資金に充てられる場合は、返戻金のご請求の際に、勤労者財産形成促進法施行令（以下「財形法施行令」といいます。）に規定する書類（40 ページ参照）をご提出してください。この場合には、利子非課税のお取扱いを受けることができます。

第4 契約者配当金のお支払い

契約者配当金は、当社の決算に基づき、ご契約ごとに割り当て、ご契約が消滅したときなどに保険金、年金または返戻金のお支払いに併せてお支払いするほか、契約日から起算して1年を経過した基本契約については、次の場合にお支払いします。

(1) 財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除または解約の通知
- 保険期間の満了
- 保険金額の減額変更のご請求
- 被保険者の死亡

(2) 財形終身年金保険

- ご契約の失効
- ご契約の解除または解約の通知
- 被保険者の死亡
- 年金の支払事由発生日が到来したとき
- 年金の支払事由発生日以後において年ごとの年金の支払事由発生日に相当する日が到来したとき

この場合の契約者配当金は、基本年金に加えて年金の積み増しをする方法により割り当てられ、年金としてお支払いします（22 ページの仕組み図をご覧ください。）。

ご注意

ご契約ごとに割り当てられる契約者配当金の金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないこともあります。

第5 年齢または性別の誤りの処理

被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合においては、実際の年齢がそのご契約のご契約日において加入できる年齢の範囲内である場合に限り、当初から正当な年齢または性別に基づいてご加入いただいたものとして保険金額を更正します。

なお、正当な年齢がご契約に加入できる年齢の範囲外である場合には、ご契約は無効となり、当初からご契約はなかったものとなります。

第6 その他

(1) 財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険および財形終身年金保険では、次のお取扱いはいたしません。

- 保険契約者に対する貸付け
- 特約の付加
- ご契約の復活

(2) 保険証券は、ご契約の保険金額（年金額）や保険期間などご契約内容を具体的に記載したものです。今後、保険金（年金）をお受け取りになる際などに必要なものですから、大切に保管してください。

なお、保険証券をなくされたとき、または汚されたときなどは、その再発行を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご請求ください。

(3) 保険証券などを当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出される場合は、必ず当社所定の受付証をお受け取りください。この受付証以外で保険証券などをお預かりすることはありません。

また、当社では、保険証券などを常時保管するお取扱いは行っておりません。必ずご本人で保管してください。

(4) ご契約についての各種ご請求などの際には、そのご請求などをされる方が正当な権利者であることを確認させていただいておりますので、必ず正当な権利者であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をお持ちください。

(5) 原則、各種のご請求などを代理人の方を通じてされる場合には、委任者ご本人が委任状を作成し、代理人の方に交付して、代理人の方が委任状に委任者の印鑑登録証明書（印鑑登録証明書をご用意できない場合、委任者ご本人のみが使用できる公的な証明書類（運転免許証、旅券（パスポート）、国民年金手帳など）2種類（原本））を添えて各種のご請求をしてください。

なお、この場合、お手続きをする方が委任状に記載された代理人本人であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））が必要であるほか、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）から委任者の方にお問い合わせすることがあります。

委任状の例（当社のホームページをご参照ください。）

（満期保険金の支払請求およびその受領を委任される場合）

○保険金受取人ご自身が作成した委任状が必要となります。

この場合、委任状には、委任される内容を具体的にご記入ください。

○委任状に記載していただく内容

- ① 表題（「委任状」）、作成年月日、あて先（「株式会社かんぽ生命保険 御中」）
- ② 委任者（保険金受取人）の住所、氏名・押印、生年月日
※ 委任状をワープロなどで作成された場合であっても、委任者の住所および氏名は、委任者ご自身が自署してください。
- ③ 委任する内容
（例）「私は、下記1の保険契約に係る〇〇〇〇の支払請求およびその受領について、下記2の委任代理人に委任します。」
- ④ 委任するご契約の内容（保険証券記号番号）
- ⑤ 委任代理人の住所、氏名、生年月日、電話番号、委任者からみた続柄

(6) ご契約についての各種請求をされるに当たって、そのご請求をされる方が精神上的障がいにより請求の意思表示ができない場合などにおいては、家庭裁判所が選任した後見人または保佐人もしくは補助人（代理権を付与された場合に限り）によって各種請求を行うことができます。

この場合、ご本人に代わってご請求をされる後見人などが権限を有する方であることを確認できる「登記事項証明書」の提出が必要となります（このほか、指定された後見人などのご本人であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））が必要です。）。

なお、「登記事項証明書」は、その写しを提出されても差し支えありませんが、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）において、原本と写しが相違ないことを確認させていただきますので、お手数ですが原本も併せてご持参ください。このほか、あらかじめ指定された指定代理請求人にご請求いただく手続き（38 ページ参照）があります。

第7 重度障がいの状態など

1 重度障がいの状態

重度障がいの状態とは、次のとおりです。

- 1 両眼が失明したもの
- 2 言語またはそしゃくの機能を全く廃したもの
- 3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 4 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
- 6 両上肢の用を全く廃したもの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 10 1上肢および1下肢の用を全く廃したもの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
- 13 両下肢の用を全く廃したもの

2 当社所定の感染症

当社所定の感染症とは、次のとおりです。

- | | |
|---|------------|
| (1) エボラ出血熱 | (7) ラッサ熱 |
| (2) クリミア・コンゴ出血熱 | (8) 急性灰白髄炎 |
| (3) 重症急性呼吸器症候群
(病原体がSARSコロナウイルス
であるものに限りませう。) | (9) コレラ |
| (4) 痘そう | (10) 細菌性赤痢 |
| (5) ペスト | (11) ジフテリア |
| (6) マールブルグ病 | (12) 腸チフス |
| | (13) パラチフス |

3 療養を要する状態

療養を要する状態とは、次のとおりです。

- (1) 医師の治療を受けている状態
- (2) 医師の指示に基づき静養している状態（(1)に該当する場合を除きます。）

ご契約のしおり

(保険金などのお支払い)

第1 お支払いする保険金など

◎ 財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

1 お支払いする保険金など

(1) 満期保険金

被保険者の生存中に保険期間が満了したときは、満期保険金をお支払いします。

ご注意

財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、満期保険金は、財形法および財形法施行令に規定する方法により住宅の取得などの資金に充てることを要します。また、契約日から起算して5年（保険料半年掛のものは7年）を経過後、保険期間の満了前に、住宅の取得などの資金に充てるため満期保険金の支払請求があったときは、その日の前日を保険期間の満了の日として、満期保険金をお支払いします。

(2) 死亡保険金

被保険者が次のいずれかに該当されたときは、死亡保険金をお支払いします。

- ア 責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故によって受けた傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき
- イ 責任開始時以後においてかかった当社所定の感染症（29ページ参照）を直接の原因として死亡されたとき

(3) 重度障がいによる死亡保険金

被保険者が責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に重度障がいの状態（28ページ参照）になられ、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があったとき、またはかかった所定の感染症を直接の原因として重度障がいの状態になられた場合において、保険契約者から保険期間内にその旨の通知があったときは、その通知があった日に被保険者が死亡されたものとみなして死亡保険金をお支払いします。

重度障がいによる死亡保険金をお支払いできない場合など

被保険者が次のいずれかにより重度障がいの状態になられた場合には重度障がいによる死亡保険金はお支払いしません。

- 被保険者の故意または重大な過失
- 指定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

また、被保険者が、戦争その他の変乱が原因で重度障がいの状態になられた場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

なお、重度障がいによる死亡保険金の支払対象となる被保険者の重度障がいの状態とは、各種約款に定めるものであり、身体障がい者手帳などの認定の基準となる身体障がいの状態とは異なるものです。

(4) 死亡返戻金

被保険者の死亡について、前記(2)および(3)の支払事由以外で死亡返戻金のお支払事由に該当したときは、死亡返戻金をお支払いします。

ご注意

重度障がいによる死亡保険金または死亡返戻金をお支払いした場合は、保険契約は消滅します。したがって、その保険契約については、その後、死亡保険金などはお支払いしません。

2 保険金などをお支払いできないとき

(1) 死亡保険金の免責事由に該当した場合

(重度障がいによる死亡保険金の免責事由は 32 ページをご覧ください。)

次の場合には、支払事由が発生しても死亡保険金をお支払いしません。

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- 被保険者の故意または重大な過失
- 保険契約者により指定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額をお支払いします。
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

なお、被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で死亡した場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

(2) 加入限度額超過によるご契約の解除の場合

ご契約の払込保険料総額が、加入限度額を超えていて、当社がご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金のお支払いをしません。

(3) 詐欺による無効の場合

保険契約者の詐欺によりご契約の締結が行われた場合は、そのご契約は無効とし、保険金をお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

(4) ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失った(失効した)場合は、お支払事由が生じていても保険金のお支払いはしません。

(5) その他支払事由に該当しない場合

保険金などのお支払いは、各種約款などに定めるとおり、支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、支払事由に該当しない場合は保険金などのお支払いはしません。

○各種保険金のお支払いに関してご不明な点がございましたら、かんぽコールセンター(0120-552950)にお問い合わせください。

3 保険金などをお支払いできる事例とお支払いできない事例

下記の表は、保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げたものです。

ご契約の保険種類・加入時期によっては、お取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、保険証券、ご契約のしおり・約款および当社ホームページなどを必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係などによってもお取扱いに違いが生じることがあります。

事例 重度障がいによる死亡保険金のお支払い (障がいの状態と回復の見込み)	
お支払いできる場合	お支払いできない場合
事故による受傷で、両眼の損傷により失明された(回復の見込みがない)場合	網膜剥離により、きょう正した視力が 0.02 以下となったものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合
【ご説明】 ○被保険者が、責任開始時以後にかかった「当社所定の感染症」または「偶発的な外来の事故による傷害」を原因として、普通保険約款に定める重度障がいの状態に該当し、また、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けて重度障がいによる死亡保険金をお支払いします。 ○支払対象となる約款所定の障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。	

第2 年金のお支払い

◎ 財形終身年金保険

1 年金をお支払いするとき

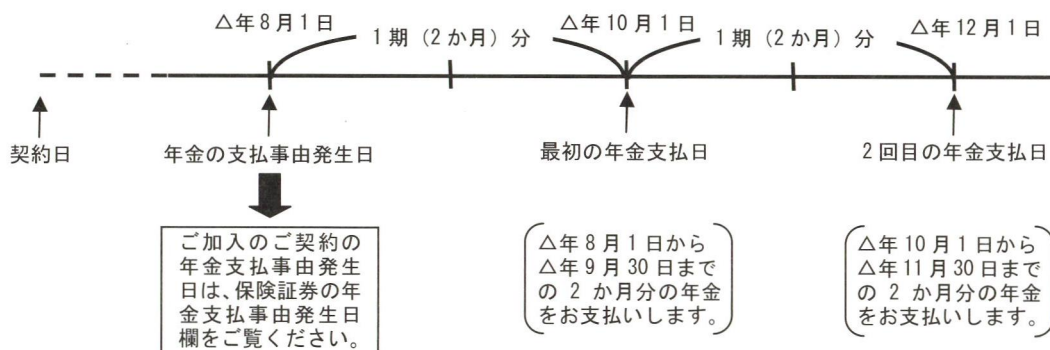
年金は、被保険者が年金支払開始年齢に達した日から、被保険者の死亡の時まで年金受取人にお支払いします。

2 年金のお支払方法

年金のお支払方法は、年6回払です。

年金支払事由発生日から2か月を経過することにお支払いします。この場合、1回のお支払額は年金額の6分の1です（1回のお支払額のうち1円に満たない端数は、各年金支払年度の最初にお支払いする金額に合算します。）。

<例>



3 継続年金のお支払い

財形終身年金保険では、保証期間内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間内に年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、その保証期間が満了するまでの期間（保証期間の残りの期間）について年金継続受取人に継続年金（9ページ参照）をお支払いします。

年金継続受取人の代表者

年金継続受取人が数人いる場合は、代表者1人を定めてください。年金継続受取人にお支払いすべき継続年金は、その代表者にお支払いします。

4 年金の上乗せのお支払い

年金支払事由発生日以後において、被保険者またはその者の配偶者が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人のご請求により、保証期間内の一定期間にわたり、元の年金額に一定額を上乗せしてお支払いします。

なお、年金の上乗せ支払をした場合は、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間についてはその間の年金をお支払いしません。

○責任開始時以後に重度障がいの状態（28 ページ参照）となられ、現に当該状態が継続されているとき

○6か月以上の期間にわたり、療養を要する状態（29 ページ参照）となられ、現に当該状態が継続されているとき

年金の上乗せ支払ができないとき

○年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了の日までが5年未満のとき

○上乗年金の支払回数が、1回限りのとき

○既に上乗年金のお支払いのご請求をしたものであるとき

5 年金支払場所を変更されるとき

年金支払場所を変更されるときは、保険証券などをご用意の上、お近くの当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口までその旨をお申し出ください。

第3 保険金または年金の受取人および受取方法

1 満期保険金受取人または年金受取人

(1) 満期保険金受取人（財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険）

財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約において、満期保険金の受取人は保険契約者です。

(2) 年金受取人（財形終身年金保険）

財形終身年金保険の年金受取人は被保険者です。

2 死亡保険金受取人の指定または変更

財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約において、保険契約者は、死亡保険金受取人を指定し、またはその指定を変更することができます。

この場合、基本契約の死亡保険金は、その指定された死亡保険金受取人にお支払いします。

3 死亡保険金受取人が指定されていない場合の死亡保険金受取人

◎財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

保険契約者が死亡保険金受取人を指定されない場合（指定された死亡保険金受取人が死亡し、その後、死亡保険金受取人を指定されない場合を含みます。また、被保険者のみが死亡保険金受取人に指定された場合も同様です。）は、次の方が保険金受取人となります。

なお、死亡保険金受取人をあらかじめ指定していただくことをお勧めします。

①死亡保険金または死亡返戻金 … 被保険者の遺族

②重度障がいによる死亡保険金または死亡返戻金 … 被保険者

順位	被保険者の遺族
1	被保険者の配偶者 (届出がなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます)
2	被保険者の子
3	被保険者の父母
4	被保険者の孫
5	被保険者の祖父母
6	被保険者の兄弟姉妹
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた方
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた方

(注) 遺族であっても、故意に被保険者、遺族の先順位者または同順位者である者を殺害した者は、死亡保険金受取人になれません。

「被保険者の遺族」とは、上表に掲げる方で、この表の順位により先順位の方が死亡保険金受取人となります。

4 保険金または年金の受取方法

保険金などは、ご指定の金融機関（当社が指定した金融機関に限ります。）の口座でお受け取りになる方法のほかに、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法などがあります。また、年金は、支払期ごとにご指定の金融機関（当社が指定した金融機関に限ります。）の口座でお受け取りになる方法のほかに、当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口でお受け取りになる方法などがあります。

5 指定代理請求制度

(1) 指定代理請求制度について

保険金などの受取人（被保険者）が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合において、あらかじめ指定された受取人の代理人（指定代理請求人）が、保険金などの受取人（被保険者）に代わって保険金の支払いの請求などを行うことができる制度です。

なお、保険金などの受取人（被保険者）が保険金の支払いの請求などを行うことができない特別な事情がある場合とは次の場合などをいいます。

- 保険金の支払いの請求などを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

(2) 指定代理請求人の指定

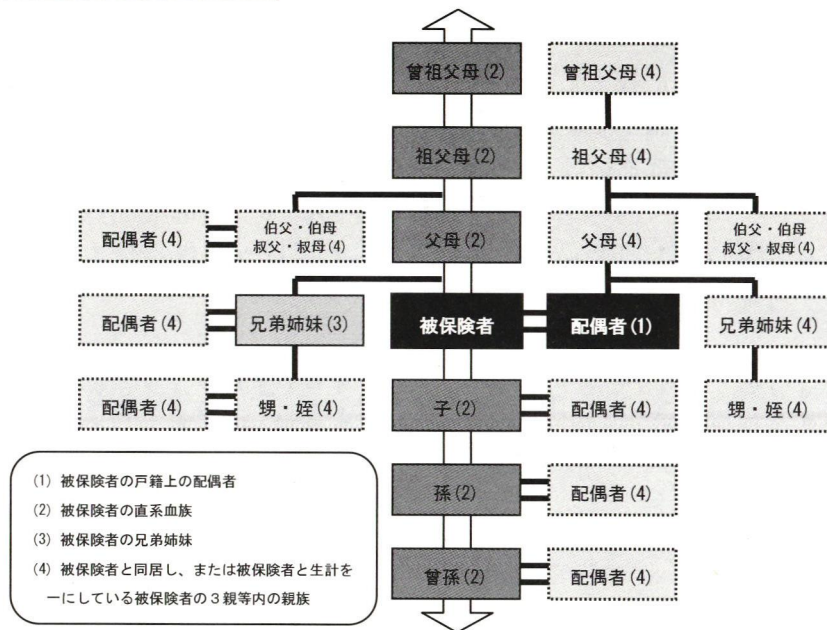
保険契約者は、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ1人の者を「指定代理請求人」として指定することができます。

なお、指定代理請求人は保険金の支払いの請求などの時においても、次の範囲内であることを要します。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

（注）保険契約者は被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人の指定を変更することができます。

【 指定代理請求人の範囲 】



保険金などのお支払い

(3) 指定代理請求の対象とする保険金など

指定代理請求の対象とする保険金などは、満期保険金、死亡保険金、死亡返戻金、年金などです。

ご注意

- 上記の指定代理請求人の範囲内であっても、保険金の支払いの請求などのときに、指定代理請求人がご請求の意思表示が困難で手続きができない場合には、指定代理請求人の親権者や後見人などによる請求手続きはできませんので、ご注意ください。
- 指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その後、保険金などの支払いの請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。
- 指定代理請求人に保険金などをお支払いした後、保険契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその保険金などの支払状況について事実に基づいて回答せざるを得ませんので、ご承知おきください。この場合、当社からの回答により保険契約者をはじめ関係者の方に、万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくこととなります。

6 保険金または年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

保険金受取人が保険金をご請求される場合は、次の書類を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、この書類を同一契約で既に当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出され、保険金などを受け取られたことがある場合などには、再度ご提出いただく必要がないものやその他省略が可能な書類もあります。

書類など	当 社 所 定 の 請 求 書	被 保 険 者 の 住 民 票 ま た は 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 （ 死 亡 保 険 金 お よ び 死 亡 返 戻 金 の 場 合 は 住 民 票 。た だ し、 当 社 が 必 要 と 認 め た 場 合 に は 戸 籍 抄 本 ）	書 当 社 所 定 の 医 師 の 死 亡 証 明 書	保 険 金 受 取 人 の 戸 籍 抄 本 （ 満 期 保 険 金 の 場 合 は 保 険 契 約 者 の 戸 籍 抄 本 ）	類 被 保 険 者 の 死 亡 が 偶 発 的 な 外 来 の 事 故 ま た は 当 社 所 定 の 感 染 症 に よ る も の で あ る こ と を 証 明 す る に 足 り る 書 類	証 ） 保 険 金 受 取 人 の 印 鑑 登 録 証 明 書 ま た は 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 （ 満 期 保 険 金 の 場 合 は 保 険 契 約 者 の 印 鑑 登 録 証 明 書 ま た は 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 ）	保 険 証 券	財 形 法 施 行 令 に 規 定 す る 持 家 の 取 得 な ど に 係 る 住 宅 の 登 記 事 項 証 明 書 そ の 他 の 書 類 （ 財 形 住 宅 貯 蓄 保 険 の 基 本 契 約 に 限 り ま す 。）
保 険 金								
死 亡 保 険 金	○	○	○	○	○	○	○	—
満 期 保 険 金	○	○	—	○	—	○	○	○
死 亡 返 戻 金	○	○	○	○	—	○	○	—

(注1) 海外での死亡に係る死亡保険金などのご請求に際しては、更にご提出いただく書類があります。

(注2) ご請求の際には上記書類と合わせて保険金受取人の印章をお持ちください。

(注3) 財形法施行令に規定する持家の取得などに係る住宅の登記事項証明書その他の書類とは、次に掲げる財形法施行令に規定する書類のことをいいます。

○住宅取得のとき

- 1 住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書、その他の書類で次の事項を明らかにする書類またはその写し
 - ア 住宅を取得した年月日
 - イ 住宅の対価が、保険金などの額を超えるものであること
 - ウ 住宅の床面積
 - エ 住宅の建設年月日
 - オ 住宅の所在地
- 2 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書などの公的証明書

○住宅の増改築のとき

- 1 増改築をした住宅の登記事項証明書、増改築に係る工事の請負契約書、売買契約書、その他の書類で次の事項を明らかにする書類またはその写し
 - ア 増改築をした年月日
 - イ 増改築費用の額が、支払われる保険金などの額以上の額であること
 - ウ 増改築をした床面積
 - エ 増改築をした住宅の所在地
- 2 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書などの公的証明書
- 3 増改築工事に係る確認通知書の写しもしくは検査済証の写し、または増改築等工事証明書の写し

満期保険金などを宅地債券などの購入に充てるとき

満期保険金または失効・解約による返戻金を積立分譲契約または宅地債券の購入に関するご契約に充てるときは、満期保険金または失効・解約による返戻金の支払請求およびその受領を勤務先に委任してください。

(2) 財形終身年金保険

年金受取人が年金をご請求されるときは、次の書類を当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出ください。

なお、この書類を同一契約で既に当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の窓口にご提出され、年金を受け取られたことがある場合などには、再度ご提出いただく必要がないものやその他省略が可能な書類もあります。

また、1年に1回、生存の事実を証明する書類（現況届）のご提出をお願いすることがあります。

書類など	当社所定の請求書	被保険者の住民票または国民健康保険被保険者証（継続年金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本）	年金受取人の戸籍抄本	年金受取人（または年金継続受取人）の印鑑登録証明書または国民健康保険被保険者証	保険証券	年金継続受取人の戸籍抄本	当社所定の医師の診断書	配偶者であることを証明するに足りる書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。）
年金	○	○	○	○	○	—	—	—
継続年金	○	○	—	○	○	○	—	—
上乗年金	○	○	○	○	○	—	○	○

（注）ご請求の際には上記書類と併せて年金受取人または年金継続受取人の印章をお持ちください。

お支払いを保留することがあります

このほか、保険金受取人が指定されていない場合などには、更に他の書類をご提出いただくことがあります。

また、当社所定の医師の死亡証明書または診断書の記載内容などによっては、医師などに対して調査をさせていただく場合があります。この場合、調査についての承諾書を被保険者の方からいただくことがあります。その他、当社から照会し、または同意を求めることがありますが、正当な理由もなくこれを拒んだときは、その確認や同意がとれるまで保険金のお支払いをしないことがあります。

ご注意

- まだお払込みされていない保険料などがあるときは、お支払いする保険金額などから、これを差し引きます。
- ご請求の際にご提出いただく書類の取得などにかかる諸費用は、原則、ご請求をされる方のご負担となります。
- ご請求の際には、ご請求される方が正当な権利者であることを確認できる書類（健康保険被保険者証、運転免許証など（原本））をお持ちください。
- 保険金受取人（年金受取人）の方が、保険金の支払請求やそのお受け取りを他の方に委任される場合は、委任状が必要となります（27 ページ参照）。
- 提出していただく資料などのうち、有効期限または有効期間のあるものについては、提出していただく日に有効なもの、その他のもの（保険証券を除きます。）については、提出していただく前6か月以内に作成されたものに限りませのでご注意ください。
- 各種請求をされる際は各種書類などと併せて保険金受取人の方は印章をお持ちください。
- 日本国外での死亡などに係る保険金などのご請求に際しては、更にご提出いただく書類があります。
- 年金支払日が当社の指定場所の窓口取扱いを行わない日（土曜日、日曜日、休日など）に当たるときは、その窓口取扱いを行わない日以後最初の当社の指定場所の窓口取扱いをする日からご請求をお受けします。
- 各種保険金または年金などの支払請求は、なるべく早く行ってください。ご請求がないまま支払事由が生じた日の翌日から起算して、5年を経過しますと、時効により当社の支払義務がなくなります。
- ご請求の内容によっては、上記書類以外の書類をご提出いただく場合、または書類の提出が省略可能な場合がありますので、詳しくはかんぽコールセンター（0120-552950）にお問い合わせください。

ご契約のしおり

(各保険種類に固有な事項)

各保険種類に
固有な事項

財形積立貯蓄保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険金額の減額変更	変更後の満期保険金額が 50 万円以上であること、更正後の保険料額が 1,000 円の倍数であることなど
保険料額の増額変更	変更後の払込保険料総額が、財形住宅貯蓄保険の払込保険料総額と併せて 550 万円までであること、契約日から起算して 2 年を経過していること（既に保険金額の減額変更をご請求されたご契約は除きます。）、変更後の保険料額が 1,000 円の倍数であることなど
保険料額の減額変更	契約日から起算して 2 年を経過していること、変更後の満期保険金が 50 万円以上であることなど
保険料払済契約への変更	未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど
保険期間の延長変更	契約日から起算して 2 年を経過しており、保険期間 5 年のものにあつては保険期間を 7 年または 10 年とし、保険期間 7 年のものにあつては保険期間を 10 年とする変更であることなど

ご注意

保険料額の増額変更または保険期間の延長変更の請求をされた場合でも、被保険者が死亡された場合または重度障がいの状態（28 ページ参照）になられた場合で、次の(1)または(2)に該当するときは、その変更の効力は生じません。

- (1) その変更請求をする前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき
- (2) その変更請求をする前にかかった当社所定の感染症（29 ページ参照）を直接の原因として死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険料のお払込みを一時中断される場合

育児休業その他の事由により保険料のお払込みを一時中断される場合は、ご契約を継続することができます。

また、基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます。

2 ご契約の解約の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとして扱います。

- 保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任または退職された場合を除きます。）
 - ①会社の役員（代表権または業務執行権を有しない役員で、工場長、部長などの職にあって、その勤務先から賃金のお支払いを受けている方を除きます。）となられたとき
 - ②給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき
- 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき
- 保険料払済契約に変更した基本契約（変更後の満期保険金額が50万円を下回るものに限りま
- す。）について、その保険料払済契約への変更の効力発生日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求がなかったとき

3 保険契約者が転任または退職された場合について

保険契約者が転任または退職された場合は、それぞれ次の書類をご請求ください。

○保険契約者が転任されたとき

- ①旧事業主からは、「財形貯蓄に関する退職等通知書」
- ②保険契約者からは、新事業主を経由して「勤務先異動申告書」
（転職のときは、併せて「転職通知書」）

○保険契約者が退職されたとき

- ①旧事業主からは、「財形貯蓄に関する退職等通知書」
- ②保険契約者からは、新事業主を経由して「勤務先異動申告書」、「転職通知書」
（ご契約が失効する前に保険契約者が転職された場合に限りま

財形住宅貯蓄保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険金額の減額変更	<p>返戻金を住宅の取得などのための頭金に充てるものであること、変更後の保険料が1,000円の倍数であること、減額後の保険金額は、ご加入から減額変更までの間の満期保険金額のうち最も高い保険金額の10分の1以上の額であることなど</p> <p>（保険金額の減額変更をされる場合には、次の書類をご提出ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減額変更のご請求をされる時 住宅の建設工事もしくは増改築工事の請負契約書の写しまたは売買契約書の写し ○減額変更による返戻金を受け取られた日から起算して2年を経過する前で、かつ、住宅取得などの後1年を経過する前まで住宅の取得などに関する書類
保険料額の増額変更	<p>財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えないこと、変更後の払込保険料総額が、財形積立貯蓄保険の払込保険料総額と併せて550万円までであること、契約日から起算して2年を経過していることなど</p>
保険料額の減額変更	<p>契約日から起算して2年を経過していること、変更後の満期保険金が50万円以上であることなど</p>
保険料払済契約への変更	<p>未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど</p>
保険期間の延長変更	<p>契約日から起算して2年を経過しており、保険期間5年のものにあつては保険期間を7年または10年とし、保険期間7年のものにあつては保険期間を10年とする変更であることなど</p> <p>また、満期時までには住宅を取得できなかった場合、保険期間が延長（最長20年）される制度があります。</p>

ご注意

保険料額の増額変更または保険期間の延長変更の請求をされた場合でも、被保険者が死亡された場合または重度障がいの状態（28ページ参照）になられた場合で、次の(1)または(2)に該当するときは、その変更の効力は生じません。

- (1) その変更請求をする前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき
- (2) その変更請求をする前にかかった当社所定の感染症（29ページ参照）を直接の原因として

死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険期間の延長変更をされた場合で、前記に該当する場合において、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡された場合または重度障がいの状態になられ、その旨のご通知があった場合は、変更前の保険期間の満了日の翌日に保険契約者から解約の通知があったものとみなします。

保険期間の自動延長の場合において、被保険者が死亡された場合または重度障がいの状態になられ、その旨のご通知があった場合で、次の(1)または(2)に該当するときは、延長前の保険期間の満了の日に被保険者が死亡されたものとみなします。

- (1) 延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき
- (2) 延長前の保険期間の満了の日以前にかかった当社所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき、または重度障がいの状態になられ、保険契約者から保険期間内にその旨のご通知があったとき

保険料のお払込みを一時中断される場合

- 保険契約者が海外転勤のほか、育児休業その他の事由により保険料のお払込みを一時中断される場合は、ご契約を保険料払済契約に変更し、ご契約を継続することができません（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。
- 基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

2 ご契約の解約の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとみなします。

- 保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任または退職された場合を除きます。）
 - (1) 会社の役員（代表権または業務執行権を有しない役員で、工場長、部長などの職にあって、その勤務先から賃金の支払いを受けている方を除きます。）となられたとき
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき
- 保険契約者が転任または退職された場合で、その転任または退職の日から2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出されなかったとき（ご契約の継続については、45 ページの「保険契約者が転任または退職された場合について」をご覧ください。）
- 保険料払済契約に変更した基本契約について、当該基本契約につき最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求およびこれに基づく保険料のお払込みがなかったとき（海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 保険契約者が日本国外に転居されたとき（海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をご提出された保険契約者が、継続適用不適用事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適用事由をいいます。）に該当されたとき

- 保険期間の自動延長の変更ができないとき（満期保険金の支払請求があったとき、延長後の保険期間が20年を超えることとなる時、または保険料払込総額が加入限度額（550万円）または財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えることとなる時（21ページ参照））
- 保険金額の減額変更をした保険契約で、その減額変更による返戻金のお支払い後2年以内に財形法施行令に規定する書類（40ページ参照）をご提出されなかったとき
- 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき

租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由

- 保険契約者が勤務先からの賃金の全部または一部のお支払いを受けないこととなったとき
- 保険契約者が出国をした日から起算して7年を経過する日までに出国前の勤務先に勤務することとならなかったとき
- 保険契約者が国内勤務することとなった日から起算して2か月を経過するまでに海外転勤者の国内勤務申告書をご提出されなかったとき

財形終身年金保険

1 ご契約の変更

保険契約者は、ご希望により次のとおりご契約の変更をすることができます。ただし、この場合には、それぞれの要件を満たしていることが必要です。

変更の種類	要件
保険料額の増額または減額変更	変更後の払込保険料総額が、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えないこと、変更後の基本年金額が14万円以上であること、加入限度額を下回ること、契約日から起算して2年を経過していること、変更後の保険料額が1,000円の倍数であることなど
保険料額および保険料の払込方法（回数）を変更しないで、保険料払込期間を延長または短縮する変更	
保険料額および保険料の払込方法（回数）を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げるまたは繰り下げる変更	
保険料払済契約への変更	未払保険料額が責任準備金額を下回ることなど

各保険種類に
固有な事項

保険料のお払込みを一時中断される場合

保険契約者が海外転勤のほか、育児休業その他の事由により保険料のお払込みを一時中断される場合は、ご契約を保険料払済契約に変更し、ご契約を継続することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

また、基本契約を保険料払済契約に変更した保険契約者は、一定の条件の下にご契約を再度保険料のお払込みをする契約に変更することができます（海外転勤の場合は、「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」のご提出が必要です。）。

2 ご契約が効力を失う場合の特則

次の場合には、ご契約の解約のお申し出があったものとみなします。

○保険契約者が次により勤労者に該当しないこととなられたとき（転任または退職された場合を除きます。）

- (1) 会社の役員（代表権または業務執行権を有しない役員で、工場長、部長などの職にあってその勤務先から賃金のお支払いを受けている方を除きます。）となられたとき
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書を他の勤務先にご提出されたとき

○保険契約者が転任または退職された場合で、その転任または退職の日から2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出されなかったとき（ご契約の継続については、45ページの「保険契約者が転任または退職された場合について」をご覧ください。）

○保険料払済契約に変更した基本契約について、当該基本契約につき最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧のご請求およびこれに基づく保険料のお

払込みがなかったとき（海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）

- 保険契約者が日本国外に転居されたとき（海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書のご提出があったときを除きます。）
- 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をご提出された保険契約者が、継続適用不適合事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由をいいます。）に該当されたとき
- 勤務先が財形終身年金保険の基本契約に係るお取扱いをやめられたとき
- 基本契約が勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき

租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由

- 保険契約者が勤務先からの賃金の全部または一部のお支払いを受けないこととなったとき
- 保険契約者が出国をした日から起算して7年を経過する日までに出国前の勤務先に勤務することとならなかったとき
- 保険契約者が国内勤務することとなった日から起算して2か月を経過するまでに海外転勤者の国内勤務申告書をご提出されなかったとき

ご契約のしおり (その他)

第 1 返戻金額例

財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険

以下の表の金額は、保険料額 1,000 円に対するものを例示したもので、保険料額 5,000 円の場合はその 5 倍、1 万円の場合はその 10 倍が基本契約の返戻金額となります。

1 失効または解約の場合の返戻金額

お支払いする返戻金額は、責任準備金となります。

被保険者の加入年齢が 30 歳の場合の返戻金額を例示しますと、次の表のとおりになります。

なお、ご契約の変更があった場合などには、次の表の金額と異なる場合があります。

被保険者が男性

契約種類 経過期間	5 年型	7 年型		10 年型	
	月掛	月掛	半年掛	月掛	半年掛
	円	円	円	円	円
1 年	11,640	11,620	1,940	11,600	1,940
2 年	23,450	23,420	3,920	23,370	3,910
3 年	35,450	35,400	5,920	35,330	5,910
4 年	47,630	47,560	7,950	47,460	7,940
5 年	60,000	59,910	10,020	59,790	10,000
6 年		72,450	12,110	72,300	12,090
7 年		85,190	14,240	85,000	14,210
8 年				97,900	16,370
9 年				111,000	18,560

被保険者が女性

契約種類 経過期間	5 年型	7 年型		10 年型	
	月掛	月掛	半年掛	月掛	半年掛
	円	円	円	円	円
1 年	11,660	11,660	1,950	11,650	1,950
2 年	23,500	23,490	3,930	23,470	3,920
3 年	35,510	35,500	5,930	35,470	5,930
4 年	47,710	47,690	7,970	47,650	7,970
5 年	60,090	60,060	10,040	60,020	10,030
6 年		72,630	12,140	72,570	12,130
7 年		85,380	14,270	85,310	14,260
8 年				98,250	16,430
9 年				111,380	18,620

2 死亡返戻金の額

お支払いする死亡返戻金は、次により計算して得た金額となります。

$$\text{(満期保険金額)} \times \frac{\text{(契約日から死亡の日までの経過期間)}}{\text{(保険期間)}}$$

(注) 保険期間および契約日から死亡の日までの経過期間は、月（半年掛のものは半年）を単位として計算し、1か月に満たない端数（半年掛のものは半年に満たない端数）が出たときは、その端数は切り上げます。

3 保険金額の減額変更の場合の返戻金額

お支払いする返戻金額は、変更前の責任準備金額から変更後の責任準備金額を差し引いた金額となります。

財形終身年金保険

以下の表の金額は、保険料額 1,000 円に対するものを例示したもので、保険料額 2,000 円の場合はその約 2 倍、3,000 円の場合はその約 3 倍となります。

1 死亡による返戻金

契約種類 加入後の経過年数	60 歳支払開始			
	40 歳加入 60 歳払込済		50 歳加入 56 歳払込済	
	月掛	半年掛	月掛	半年掛
	円	円	円	円
1 年	11,796	1,972	11,828	1,977
2 年	23,761	3,971	23,826	3,982
3 年	35,897	6,000	35,997	6,017
4 年	48,207	8,057	48,343	8,080
5 年	60,694	10,144	60,866	10,174
6 年	73,360	12,262	73,571	12,297
7 年	86,208	14,409	(74,613)	(12,471)
8 年	99,242	16,587	(75,671)	(12,648)
9 年	112,463	18,797	(76,745)	(12,828)
10 年	125,874	21,039	(77,835)	(13,010)
15 年	195,897	32,743		
20 年	271,145	45,321		

注 () 内は据置期間中のものです。

2 解約による返戻金

契約種類 加入後の経過年数	60 歳支払開始			
	40 歳加入 60 歳払込済		50 歳加入 56 歳払込済	
	月掛	半年掛	月掛	半年掛
	円	円	円	円
1 年	11,796	1,972	11,828	1,977
2 年	23,761	3,971	23,826	3,982
3 年	35,897	6,000	35,997	6,017
4 年	48,207	8,057	48,343	8,080
5 年	60,694	10,144	60,866	10,174
6 年	73,360	12,262	73,571	12,297
7 年	86,208	14,409	(74,613)	(12,471)
8 年	99,242	16,587	(75,671)	(12,648)
9 年	112,463	18,797	(76,745)	(12,828)
10 年	125,874	21,039	(77,835)	(13,010)
15 年	195,897	32,743		
20 年	271,145	45,321		

注 () 内は据置期間中のものです。

第2 税制上のお取扱い

1 非課税扱いを受けるために必要な手続き

- (1) 財形住宅貯蓄保険および財形終身年金保険のご契約については、次の表の事項欄に掲げる場合には、非課税扱いを受けるために該当の書類を勤務先を経由して当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にご提出ください。

事 項	書 類	
	財形住宅貯蓄保険のとき	財形終身年金保険のとき
ア 保険料の払込場所の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
イ 勤務先の異動	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する勤務先異動申告書（提出時期は、異動の日から2年以内。 （注））	○財産形成非課税年金貯蓄に関する勤務先異動申告書（提出時期は、異動の日から2年以内。 （注））
ウ 保険契約者の氏名または住所変更あるいは勤務先（事務代行団体）の名称、所在地または賃金の支払者の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
エ ご契約の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書（非課税限度額を変更する 場合に限りします。） ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書	○財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書（非課税限度額を変更する 場合に限りします。） ○財産形成非課税年金貯蓄申込書
オ 保険期間の自動延長	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 （非課税限度額を変更する 場合に限りします。提出期限は、延長後最初に 到来する保険料のお払込みの日まで。） ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約への変更をした基本 契約を除きます。提出期	

<p>カ 保険料のお払込みが完了したとき</p>	<p>限は、延長後最初に到来する保険料のお払込みの日まで。)</p>	<p>○財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(提出期限は、最後に保険料を払い込んだ日から2か月以内。)</p>
<p>キ 海外転勤の場合 (ア) 海外へ転勤されるとき</p>	<p>○海外勤務者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日まで。)</p>	<p>○海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日まで。)</p>
<p>(イ) 国内の勤務となったとき</p>	<p>○海外勤務者の国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。)</p>	<p>○海外転勤者の特別国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。)</p>

(注)「2年以内」とは、租税特別措置法施行令に規定する期間です。

(2) 財形終身年金保険の基本契約について、前(1)の表の力により財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書をご提出された後、次の表に掲げる事由が生じたときは、保険契約者は該当の書類欄に掲げる書類を当社の支店または郵便局(郵便局株式会社)に提出してください。

事 由	書 類
<p>ア 退職、転任その他の理由により、保険契約者が勤務先の勤労者ではなくなったとき</p>	<p>財産形成年金貯蓄のご契約を締結している勤労者の退職等申告書</p>
<p>イ 保険契約者の氏名または住所の変更</p>	<p>改氏名または住所変更届</p>

2 お受け取りになる保険金など（契約者配当金を含みます。）

区 分	保険種類	税制上のお取扱い
満 期 保 険 金	財形積立貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、20%の源泉分離課税が行われます。
	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。
死 亡 保 険 金	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	相続税 ※ 受取人が法定相続人であるときは、「500万円 × 法定相続人の数」を限度として非課税の扱いとなります。
年 金	財形終身年金保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。
住宅の取得などのために充てられる返戻金	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる利子の部分について、利子非課税の扱いを受けることができます。

(注) 財形終身年金保険の基本契約の解約・失効の返戻金は、所得税（一時所得）、住民税の課税対象となります。ただし、災害・疾病その他やむを得ない事情により解約・失効する場合で、そのやむを得ない事情が生じたことにつき所轄税務署長の確認を受けた旨の記載のある書面をご提出されたときに限り、非課税となります。

3 ご注意

- お払込みになった保険料は、一般の生命保険とは異なり、生命保険料控除の対象となりません。
- 平成21年7月現在の税制に基づくものです。今後、税務のお取扱いが変わる場合もあります。

第3 財形持家融資制度のご利用について

財形貯蓄を行っている勤労者に対して、独立行政法人雇用・能力開発機構などから持家の建設または購入などのために必要な資金の融資が行われています。

- (1) 個人融資を受ける方法には、次の3種類があります。
 - ①事業主またはその団体を通じて独立行政法人雇用・能力開発機構から融資を受ける方法
……民間の勤労者
 - ②共済組合またはその連合会から融資を受ける方法
……公務員
 - ③独立行政法人住宅金融支援機構（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）から直接融資を受ける方法
……上記のそれぞれの融資を受けることができない方
- (2) 個人融資の条件は、上記（1）のいずれの場合も次のとおりです。
 - ①融資を受けることができる勤労者の範囲
1年以上の期間にわたって財形貯蓄を行い、かつ、50万円以上の財形貯蓄の残高がある方に限られます。
 - ②融資額
財形貯蓄の残高の10倍に相当する額の範囲内で、かつ、4,000万円を限度とします。
 - ③利率
独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構などがこの融資のために調達する資金の金利相当です（一定の要件を備える場合は、利率が軽減されます。）。
 - ④償還期間
住宅の構造などに応じ15年以内から35年以内です。
 - ⑤負担軽減措置
事業主などから持家取得に当たっての負担を軽減する措置（例えば、利子補給など）を受けることが必要です。
- (3) この融資のための資金の調達は、財形貯蓄の総残高の3分の1の範囲内で行われますので、需要が多い場合には、融資を受けられないことがあります。
- (4) この融資を受けるに当たっては、財形貯蓄の残高の証明が必要とされますので、財形貯蓄保険料払込額現在高通知書（23 ページ参照）を保存しておいてください（詳しいことは、独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構などの本・支所にお問い合わせください。）。

第4 財産形成貯蓄活用給付金

財形積立貯蓄保険の保険契約を締結されている勤労者が、その財形積立貯蓄保険から一定額以上の払出しを行い、その払出金を養育、教育、介護などの特定事由のために必要な資金に充てた場合には、事業主から就業規則などに定めるところにより財産形成貯蓄活用給付金を受けることができます。

なお、この給付金を受ける場合には、事業主への払出証明のご提出が必要となりますので、払出しの際の支払証明書を保存しておいてください。

約 款

(保険種類ごとの約款)

保険種類ごとにご覧いただく約款が異なります。

保 険 種 類	約 款 名 称
財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	財形貯蓄保険普通保険約款 P60
財形終身年金保険	財形終身年金保険普通保険約款 P70

財形貯蓄保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条―第7条）
- 第4章 保険金及び死亡返戻金の支払（第8条―第12条）
- 第5章 加入限度額超過による契約の解除（第13条）
- 第6章 契約の無効（第14条）
- 第7章 死亡保険金受取人の代表者（第15条）
- 第8章 契約関係者の異動（第16条・第17条）
- 第9章 契約の変更（第18条―第25条）
- 第10章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第26条・第27条）
- 第11章 解約（第28条・第29条）
- 第12章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第30条・第31条）
- 第13章 保険料累計額の制限（第32条）
- 第14章 契約者配当（第33条・第34条）
- 第15章 譲渡禁止（第35条）
- 第16章 控除支払（第36条）
- 第17章 保険金の支払の請求等（第37条・第38条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、次の基本契約について定めます。

（1）財形積立貯蓄保険

勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由（会社所定の感染症を除きます。以下「偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、若しくは基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とするものとします。

（2）財形住宅貯蓄保険

財形法に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金、又は被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、若しくは基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したことにより死亡保険金の支払をするものとし、死亡保険金の額を満期保険金の額の2倍とし、満期保険金を財形法及び勤労者財産形成促進法施行令（以下「財形法施行令」といいます。）に規定する方法により住宅の取得又は住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）に充てるものとします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

（1）基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時

（2）第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時

2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を勤務先（財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。以下同じとします。）を経由して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。

4 前項の場合において、保険契約者の勤務先が事務代行団体（財形法に規定する事務代行団体をいいます。以下同じとします。）に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、事務代行団体及び勤務先を経由して保険契約者に交付します。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、次の期間（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

（1）保険料の払込方法（回数）を月掛とする基本契約（以下「保険料月掛の基本契約」といいます。） 基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで

（2）保険料の払込方法（回数）を半年掛とする基本契約（以下「保険料半年掛の基本契約」といいます。）

基本契約の契約日から起算して半年ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「半年ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、半年ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで

（猶予期間）

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとしま

す。

(契約の失効)

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

(勤務先等による保険料払込みの代行)

第6条 第2回以降の保険料は、当該基本契約に係る勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、その者に代わって払い込んでください。

2 保険契約者の勤務先が事務代行団体に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、前項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体がその者に代わって払い込んでください。

3 保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約（財形法に規定する払込代行契約をいいます。以下同じとします。）を締結している場合は、第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その事務代行団体が保険契約者から保険料に相当する金額の払込みを受け、その者に代わって払い込んでください。

4 第1項から前項までの規定により勤務先又は事務代行団体（以下この項において「勤務先等」といいます。）が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書（この基本契約に係る事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。以下同じとします。）又は覚書（財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約に係る事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。以下同じとします。）に基づいて当該勤務先等から会社の本社又は会社の指定した場所に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

(未經過期間に対する保険料の払戻し)

第7条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年ごとの契約応当日）以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) 基本契約の消滅
- (2) 保険期間の短縮変更（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。）
- (3) 保険料額の減額変更
- (4) 保険金額の減額変更
- (5) 保険料払済契約への変更

2 前項の場合において、払い戻す保険料は、死亡保険金又は被保険者の死亡により支払う返戻金（死亡保険金の支払免責により支払う返戻金を除きます。以下「死亡返戻金」といいます。）と同時に支払う場合にあっては、同項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人に払い戻します。

第4章 保険金及び死亡返戻金の支払

(保険金の支払)

第8条 保険金の支払については、次のとおりとします。

保険金	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に基本契約の責任開始時以後において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、又は基本契約の責任開始時以後においてかかった会社所定の感染症（別表第1に定める感染症をいいます。以下同じとします。）を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額（満期保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。以下同じとします。）の2倍に相当する金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	保険契約者

2 財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、満期保険金は、財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てることを要します。

(死亡返戻金の支払)

第9条 被保険者が保険期間の満了前に前条に定める死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表第2に定める額の死亡返戻金を死亡保険金受取人に支払います。

(死亡保険金の支払免責等)

第10条 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意又は重大な過失
- (2) 指定された死亡保険金受取人の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部を受け取るべき場合には、指定された他の死亡保険金受取人にその残額を支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者が次のいずれかにより死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 戦争その他の変乱

(重度障害による保険金等の支払)

第11条 被保険者が基本契約の責任開始時以後において受けた傷害又はかかった疾病により別表第3に定める重度障害の状態(以下「重度障害の状態」といいます。)に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金又は死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき(指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。)は、死亡保険金又は死亡返戻金は、被保険者に支払います。

- 2 保険契約者が前項の通知をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に同項の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、当該期間の末日にその通知があったものとみなします。
- 4 第1項の規定は、被保険者が被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意により重度障害の状態に該当するに至った場合には、適用しません。
- 5 被保険者が戦争その他の変乱により重度障害の状態に該当するに至った場合で、その原因により重度障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、責任準備金の額を下回ることはありません。

(無指定の場合の死亡保険金受取人)

第12条 死亡保険金受取人が指定されていない場合(指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。)には、被保険者の遺族を死亡保険金受取人とします。

- 2 前項の遺族は、被保険者の配偶者(届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とします。
- 3 胎児である子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなします。
- 4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しません。
- 5 第2項に規定する遺族が2人以上あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を第1項の死亡保険金受取人とします。
- 6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者である者を殺したものは、第1項の死亡保険金受取人となることができません。

第5章 加入限度額超過による契約の解除

(加入限度額超過による契約の解除)

第13条 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額(郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。以下同じとします。)を超える場合(他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。)には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その保険金を支払いません。また、会社は、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、保険金受取人又はその法定代理人に通知します。

第6章 契約の無効

(詐欺による無効)

第14条 保険契約者の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、その基本契約は、無効とします。

第7章 死亡保険金受取人の代表者

(死亡保険金受取人の代表者)

第15条 基本契約について死亡保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

- 2 死亡保険金受取人が前項の指定(その変更を含みます。)をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

第8章 契約関係者の異動

(住所等の変更の届出)

第16条 保険契約者が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

(死亡保険金受取人の指定又はその変更)

第17条 保険契約者は、死亡保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができます。ただし、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を会社に対して表示したときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 2 保険契約者が前項の指定若しくはその変更又は指定の変更をしない旨の意思表示をしようとするときは、別表第4に定

める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の指定又はその変更は、保険証券に記載を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9章 契約の変更

(保険期間の延長変更)

第18条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更を請求することができます。ただし、次に掲げる場合には、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料払済契約に変更されているとき（保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。）。
- (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。
- (3) 基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるとき。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項の変更は、第1条各号に定める保険の種類を変更しないで、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における契約種類（会社の定める契約種類をいいます。）のいずれかに変更するものとします。

4 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。

5 第1項の場合において、被保険者が同項の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその請求前においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。

6 前項の場合において、財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡したときは、同項の規定にかかわらず、変更前の保険期間の満了の日の翌日に保険契約者から基本契約の解約の通知があったものとします。

(保険期間の延長変更の特例)

第19条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、その基本契約の保険期間が満了したときは、その満了の日に、保険契約者から保険期間を1年間延長する変更の請求があったものとみなして保険期間を延長し、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、次に掲げる場合には、当該変更に関する取扱いをしません。

- (1) 満期保険金の支払の請求があったとき。
- (2) 延長後の保険期間が20年を超えるとき。
- (3) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。

2 前項の変更は、延長前の保険期間の満了の日の翌日からその効力を生じます。ただし、被保険者が延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその満了の日以前にかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したとき（その満了の日の翌日以後に死亡した場合に限ります。）は、その変更の効力は生じないものとし、その満了の日に被保険者が死亡したものとみなします。

(保険期間の短縮変更)

第20条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、基本契約の契約日から起算して5年（保険料半年掛の基本契約にあつては、7年）を経過した後保険期間の満了の日までに財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てるための満期保険金の支払請求があったときは、その請求の日の前日に、保険契約者からその日を保険期間の満了の日とするための変更の請求があったものとみなします。

(保険料額の増額又は減額変更)

第21条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後は、保険料額を増額又は減額するための変更を請求することができます。ただし、変更後の基本契約が次のいずれかに該当するときは、その変更を請求することはできません。

- (1) 保険料額が1000円の倍数とならないとき。
- (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額を超えるとき、又は財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第32条に規定する最高限度額を超えるとき。

2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。

3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、更正後の満期保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

4 第1項の変更は、次の各号に定めるときにその効力を生じます。

- (1) 保険料月掛の基本契約 月ごとの契約応当日（保険期間の満了の日を含みます。第34条を除き、以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては直後の月ごとの契約応当日

- (2) 保険料半年掛の基本契約 半年ごとの契約応当日（保険期間の満了の日を含みます。以下同じとします。）に変更の請求があった場合にあってはその時に、半年ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合にあっては、直後の半年ごとの契約応当日

5 前項の場合において、保険料額を増額するための変更にあつては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、又はその請求前においてかかった会社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。

6 第1項本文の場合において、保険金額を減額するための変更の請求をした財形積立貯蓄保険の基本契約にあつては、同項の規定にかかわらず、基本契約の契約日から起算して2年を経過する前であっても、保険料額を増額するための変更を請求することができます。

(保険金額の減額変更)

第22条 財形積立貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、減額後の基本契約の満期保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、その変更を請求することはできません。

- 2 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者は、保険金額の9割に相当する額を限度として保険金額を減額するための変更を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が基本契約の契約日から当該減額変更までの間における当該基本契約に係る保険金額のうち最も高い保険金額の1割を下回る額となるときは、その変更を請求することはできません。
- 3 前項の変更は、当該変更による返戻金を財形法及び財形法施行令に規定する方法により住宅の取得等に充てられる場合に限り、その請求をすることができます。
- 4 保険契約者が第1項又は第2項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 5 第1項及び第2項の場合においては、会社の定めるところにより、保険料額を更正します。ただし、更正後の保険料額が1000円の倍数とならないときは、第1項及び第2項の変更に関する取扱いをしません。
- 6 第1項及び第2項の変更の場合には、前条第4項の規定を準用します。
- 7 前項の規定により第1項の変更の効力が生じる前に保険金又は返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(保険料払済契約への変更)

第23条 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。ただし、変更前の基本契約に係る未払保険料の額が責任準備金の額以上であるときは、同項の変更に関する取扱いをしません。
- 4 第1項の変更の場合には、第21条第4項の規定を準用します。

(保険料払済契約への変更の特例)

第24条 財形住宅貯蓄保険の基本契約においては、保険契約者が租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(以下「海外転勤継続適用申告書」といいます。)を提出しようとするときは、前条の規定により基本契約を保険料払済契約に変更することを要します。

- 2 前項の変更の場合には、第21条第4項の規定を準用します。

(保険料払済契約の復旧)

第25条 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、その基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更(以下「保険料払済契約の復旧」といいます。)を請求することができます。

- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。この場合において、更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るときは、同項の請求に併せて、その保険金額を当該最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をすることを要します。
- 4 第1項の請求があった場合において、保険料払済契約に変更した日以後同項の変更の効力発生日の属する月の前月までに第3条の払込時期が到来した保険料については、これを払い込むことを要しません。
- 5 第1項の変更の場合には、第21条第4項及び第5項の規定を準用します。

第10章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

(加入年齢の計算)

第26条 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日(契約日から起算した1年ごとの応当日(その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日)をいいます。以下同じとします。)ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

(年齢又は性別の誤りの処理)

第27条 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものと、会社の定めるところにより、保険金額を更正します。

第11章 解約

(解約)

第28条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。

- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第4に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。
 - (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
 - (2) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

- 4 前項の規定により第1項の解約の効力が生じる前に保険金又は返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者に既に支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還することを要します。

(財形法上の不適格事由等による解約の解約)

第29条 財形積立貯蓄保険の基本契約にあっては、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。

- (1) 保険契約者が財形法に規定する勤労者に該当しないこととなったとき（転任又は退職した場合を除きます。） 勤労者に該当しないこととなった時
 - (2) 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時
 - (3) 保険料払済契約に変更した基本契約（更正後の保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るものに限ります。）について、その保険料払済契約への変更の効力の発生した日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求がなかったとき 当該2年を経過した時
- 2 財形住宅貯蓄保険の基本契約にあっては、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。
- (1) 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄申告書（保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合にあっては、当該申告書）に記載した賃金の支払者（租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。）に係る勤労者に該当しないこととなったとき（転任又は退職した場合を除きます。） 当該賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなった時
 - (2) 保険契約者が転任又は退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき 当該2年を経過した時
 - (3) 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求及びこれに基づく保険料の払込みがなかったとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 当該2年を経過した時
 - (4) 保険契約者が法施行区域外に転居したとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 転居した時
 - (5) 海外転勤継続適用申告書を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき 当該事由に該当した時
 - (6) 第19条第1項の変更ができないとき 保険期間の満了の時
 - (7) 保険契約者が保険金額の減額変更をした場合において、その変更による返戻金の支払後2年を経過する前に財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類の提出がなかったとき 保険金額の減額変更による返戻金の支払の日から起算して2年を経過した時
 - (8) 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時

第12章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

(返戻金の支払)

第30条 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
 - (2) 基本契約の失効
 - (3) 保険金額の減額変更の請求
 - (4) 死亡保険金の支払免責
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、前項第4号のときにあっては、責任準備金の額とします。

(無効保険料の払戻し)

第31条 基本契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第13章 保険料累計額の制限

(保険料累計額の制限)

第32条 財形住宅貯蓄保険の基本契約について保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

第14章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第33条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当ててことがあります。

- 2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当ててことがあります。

(契約者配当金の支払)

第34条 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日において効力を有する基本契約（月ごとの契約応当日に基本契約の解除若しくは解約の通知があった基本契約又は保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分を除きます。）に限り、その月ごとの契約応当日（基本契約の契約日から起算して1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日）から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

- 2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（その事業年度末

又は翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、次項第1号の規定に該当したことにより支払うものを除きます。)は、準備金に繰り入れます。

3 次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金(次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。)を支払います。ただし、第2号の場合において死亡保険金又は死亡返戻金を支払うときには、死亡保険金受取人に支払います。

- (1) 保険期間の満了
- (2) 被保険者の死亡
- (3) 基本契約の解除又は解約の通知
- (4) 基本契約の失効
- (5) 保険金額の減額変更の請求

4 前項第5号に掲げる事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、保険金額のうち減額した保険金額の割合によって計算します。

5 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第15章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第35条 保険契約者又は保険金受取人は、保険金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 控除支払

(控除支払)

第36条 死亡保険金、満期保険金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料、第22条第7項及び第28条第4項の規定により会社が返還を受けるべき返戻金(返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。)その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第17章 保険金の支払の請求等

(保険金の支払の請求等)

第37条 保険金受取人は、死亡保険金又は死亡返戻金の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 保険契約者又は保険金受取人が、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金(以下「保険金等」といいます。)の支払の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第4に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

3 保険金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

4 会社は、事実の確認をするため、保険契約者又は保険金受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者又は保険金受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは保険金等の支払は行いません。

5 保険契約者又は保険金受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又は保険金受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者又は保険金受取人に到達したものとみなします。

6 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第38条 保険金等の支払を請求する権利は、その保険金等の支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

別表第1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次に掲げるものとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表第2 死亡返戻金の額

死亡返戻金は、次の金額とします。

$$\text{(満期保険金額)} \times \frac{\text{(契約日から死亡の日までの経過期間)}}{\text{(保険期間)}}$$

(注) 保険期間及び基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年）を単位として計算し、1か月に満たない端数（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年に満たない端数）が出たときは、その端数は切り上げます。

別表第3 重度障害の状態

(1) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

1	両眼が失明したもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの
3	精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4	両上肢を手関節以上で失ったもの
5	1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの
6	両上肢の用を全く廃したもの
7	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したもの
9	1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
10	1上肢及び1下肢の用を全く廃したもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したもの
13	両下肢の用を全く廃したもの

(2) 前号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 重度障害

前号の表に掲げる重度障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(ア) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。

(イ) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 言語、そしゃくの障害

(ア) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失ったものをいいます。

(イ) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

オ 上肢の障害

(ア) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものを行います。

カ 下肢の障害

(ア) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(イ) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

別表第4 必要書類

(1) 保険金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 保険金又は死亡返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第8条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券
満期保険金の支払（第8条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 4 保険契約者の戸籍抄本 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
死亡返戻金の支払（第9条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸

		籍抄本) 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第11条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

イ その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第7条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
重度障害の通知（第11条第1項関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明するに足る書類 5 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 6 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定（その変更を含む。）（第15条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
死亡保険金受取人の指定又はその変更（第17条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
死亡保険金受取人の指定変更権の放棄（第17条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第18条、第21条－第23条、第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
保険期間の延長変更の特例（第19条関係）	保険契約者	1 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約に変更した基本契約を除きます。） 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財形法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類（財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
無効保険料の払戻し（第31条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第34条関係）	保険契約者又は死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者又は死亡保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 第1号の書類のうち、契約の変更、保険期間の延長変更の特例、保険金額の減額変更及び解約に係るものは、勤務先を経由して会社に提出してください。

(4) 勤務先が事務代行団体に基本契約に係る事務を委託している場合は、前号の書類は勤務先及び事務代行団体を經由して会社に提出してください。

(5) 保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約を締結している場合は、第3号の書類は事務代行団体を經由して会

社に提出してください。

財形終身年金保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 責任開始（第2条）
- 第3章 保険料の払込み（第3条―第8条）
- 第4章 年金の支払（第9条―第15条）
- 第5章 加入限度額超過による契約の解除（第16条）
- 第6章 年金受取人等の代表者（第17条）
- 第7章 契約関係者の異動（第18条）
- 第8章 契約の変更（第19条―第22条）
- 第9章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理（第23条・第24条）
- 第10章 解約（第25条・第26条）
- 第11章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し（第27条・第28条）
- 第12章 契約者配当（第29条・第30条）
- 第13章 譲渡禁止（第31条）
- 第14章 控除支払（第32条）
- 第15章 年金の支払の請求等（第33条・第34条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この約款は、財形終身年金保険の基本契約について定め、財形終身年金保険は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者を保険契約者かつ被保険者とし、その者を年金受取人とするものであって、被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするほか、年金の支払開始後一定の期間（以下「保証期間」といいます。）内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金（以下「継続年金」といいます。）の支払をするものとします。

第2章 責任開始

（責任開始）

第2条 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

- (1) 基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とします。
- 3 基本契約の申込みを承諾したときは、保険証券を勤務先（租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。以下同じとします。）を経由して保険契約者に交付します。この場合においては、保険証券の交付をもって承諾の通知に代えます。
- 4 前項の場合において、保険契約者の勤務先が事務代行団体（財形法に規定する事務代行団体をいいます。以下同じとします。）に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、事務代行団体及び勤務先を経由して保険契約者に交付します。

第3章 保険料の払込み

（払込時期）

第3条 保険契約者は、第2回以降の保険料を、次の期間（以下「払込時期」といいます。）に払い込んでください。

- (1) 保険料の払込方法（回数）を月掛とする基本契約 基本契約の契約日から起算して1か月ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「月ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、月ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで
- (2) 保険料の払込方法（回数）を半年掛とする基本契約（以下「保険料半年掛の基本契約」といいます。）
基本契約の契約日から起算して半年ごとに、その応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日の翌日。以下「半年ごとの契約応当日」といいます。）の属する月（その月にその応当日がない場合にあっては、半年ごとの契約応当日の前日の属する月）の1日から末日まで

（猶予期間）

第4条 保険料の払込猶予期間は、払込時期の翌月1日から3か月目の月における月ごとの契約応当日の前日までとします。

（契約の失効）

第5条 保険契約者が保険料を払い込まないで前条の猶予期間を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

（勤務先等による保険料払込みの代行）

第6条 第2回以降の保険料は、当該基本契約に係る勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、その者に代わって払い込んでください。

2 保険契約者の勤務先が事務代行団体に当該基本契約に係る事務を委託している場合は、前項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体がその者に代わって払い込んでください。

3 前2項の規定により勤務先又は事務代行団体（以下この項において「勤務先等」といいます。）が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書（この基本契約に係る事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。以下同じとします。）又は覚書（財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約に係る事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。以下同じとします。）に基づいて当該勤務先等から会社の本社又は会社の指定した場所に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

（未経過期間に対する保険料の払戻し）

第7条 保険料を払い込んだ後、次に掲げる事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日（保険料半年掛の基本契約にあっては、半年ごとの契約応当日）以降の期間に係る保険料の全部又は一部について払込みを要しないこととなったときは、会社の定めるところにより、その払込みを要しないこととなった期間に対する保険料を保険契約者に払い戻します。

- (1) 基本契約の消滅
- (2) 保険料額の減額変更
- (3) 保険料払込期間の短縮変更
- (4) 年金支払事由発生日の繰上変更
- (5) 保険料払済契約への変更

（保険料累計額の制限）

第8条 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

第4章 年金の支払

（年金の支払）

第9条 年金は、年金支払事由発生日（被保険者が年金支払開始年齢に達する日をいいます。以下同じとします。）から被保険者の死亡に至るまでの期間（以下「年金支払期間」といいます。）において、年金支払事由発生日又はその日から起算して1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、年金支払事由発生日の属する月から起算して1年ごとの年金支払事由発生日の属する月の応当月の末日。以下「年ごとの年金支払事由発生日」といいます。）に被保険者が生存しているときに、年金受取人に支払います。

2 前項の年金受取人は、被保険者としてします。

（継続年金の支払）

第10条 年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間内に年ごとの年金支払事由発生日が到来したときは、継続年金を年金継続受取人（継続年金の支払を受けるべき保険契約者をいいます。以下同じとします。）に支払います。

（年金の支払方法）

第11条 会社は、各年金支払年度（年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生日の前日に終わる期間をいいます。以下同じとします。）に支払うべき年金額を、会社の定めるところにより6回に分割し、年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生日から起算して2か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあっては、その月の末日。以下「年金支払日」といいます。）ごとに、その1回分を支払います。

2 前項の場合において、保証期間経過後に被保険者が死亡した場合であって、被保険者の死亡した日の属する年金支払年度に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

3 継続年金の支払については、第1項の規定を準用します。

（年金の上乗支払）

第12条 年金支払事由発生日以後において、被保険者又はその者の配偶者（届出がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人は、保証期間内の一定期間（以下「年金上乗期間」といいます。）にわたり、この条による請求がなかったとした場合に支払うべき年金（以下「元の年金」といいます。）の額に一定額の年金（以下「上乗年金」といいます。）の額を加えて得た額の支払を請求することができます。

- (1) 基本契約の責任開始時以後に別表第1に定める重度障害の状態となり、現に当該状態が継続しているとき。
- (2) 6か月以上の期間にわたり別表第2に定める療養を要する状態となり、現に当該状態が継続しているとき。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、同項の請求をすることはできません。

- (1) 年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了する日までの期間が5年未満であるとき。
- (2) 上乗年金の支払回数が、1回限りであるとき。
- (3) 既に上乗年金の支払の請求をしたものであるとき。

3 第1項の請求があった場合においては、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間についてはその間の年金を支払いません。

4 第1項の請求があった場合においては、上乗年金は、その請求の日から3か月を経過後最初に到来する年金支払日から支払います。

5 上乗年金の額は、会社の定めるところにより算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定めるところにより分割して支払います。

（被保険者死亡の場合における上乗年金の支払）

第13条 年金上乗期間の満了する日までに被保険者が死亡した場合において、年金上乗期間のうち継続年金を支払う期間分の上乗年金については、継続年金とともに支払います。

（年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払）

第14条 第12条第4項の規定により上乗年金の支払を開始する日以後年金上乗期間の満了の日までの間に年金が積増されたときは、その積増年金（年金のうち第30条の規定により積み増された年金に係る部分をいいます。以下同じとします。）のうち第12条第3項の規定により年金の支払をしない期間（以下「年金不払期間」といいます。）分については、その積増しの都度、当該積増年金を積み増す日から年金上乗期間の満了する日までの期間にわたって分割して支払います。この場合において、分割して支払う積増年金の額の算出及び支払については、同条第5項及び前条の規定を準用します。

（年金不払期間中に積み増された積増年金の支払）

第15条 年金上乗期間の満了の日の翌日以後に年金が積み増されたときは、その積増年金のうち年金不払期間分については、第11条の規定にかかわらず、次によります。

- (1) 年金不払期間の満了時に被保険者が生存している場合は、年金不払期間満了後最初の年金の支払の際に支払います。
- (2) 年金不払期間中に被保険者が死亡した場合は、その死亡後に支払います。

2 前項の規定により支払う積増年金額は、会社の定めるところにより算出します。

第5章 加入限度額超過による契約の解除

(加入限度額超過による契約の解除)

- 第16条 会社は、基本契約の基本年金（年金のうち積増年金に係る部分を除いたものをいいます。以下同じとします。）額が、加入限度額（郵政民営化法及び同法施行令の定める被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。以下同じとします。）を超える場合（他の保険契約の年金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合を含みます。以下同じとします。）には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- 2 会社は、年金の支払事由が生じた後、前項の解除の原因たる事実の存することにより会社が基本契約を解除した場合においても、その年金を支払いません。また、会社は、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- 3 第1項の規定による基本契約の解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。
- 4 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者又はその法定代理人に通知できないときは、年金受取人又はその法定代理人に通知します。

第6章 年金受取人等の代表者

(年金受取人等の代表者)

- 第17条 基本契約について年金受取人又は年金継続受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の年金受取人又は年金継続受取人を代理するものとします。
- 2 年金受取人又は年金継続受取人が前項の指定（その変更を含みます。）をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、その基本契約について年金受取人又は年金継続受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても、その効力を有します。

第7章 契約関係者の異動

(住所等の変更の届出)

- 第18条 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が住所又は氏名を変更したときは、その旨を会社の本社又は会社の指定した場所に届け出てください。

第8章 契約の変更

(契約の変更)

- 第19条 保険契約者は、基本契約の契約日から起算して2年を経過した後保険料払込期間の満了前に限り、次に掲げる変更を請求することができます。
- (1) 保険料額を増額又は減額するための変更
- (2) 保険料の払込方法（回数）及び保険料額を変更しないで、保険料払込期間を延長又は短縮するための変更
- (3) 保険料の払込方法（回数）及び保険料額を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げる又は繰り下げるための変更
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合において、変更後の基本契約が次のいずれかに該当することとなるとき、又は基本契約の契約日における被保険者の年齢が変更後の基本契約に係る契約日における会社の定める加入年齢の範囲外であるとき（同項第2号又は第3号の変更の場合に限ります。）は、同項の変更を請求することはできません。
- (1) 保険料額が1000円の倍数とならないとき。
- (2) 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第8条に規定する最高限度額を超えるとき。
- (3) 契約種類（会社の定める契約種類をいいます。以下この号において同じとします。）が基本契約の契約日における財形終身年金保険の契約種類のいずれかに該当しないとき。
- (4) 保険料払込期間が5年（保険料半年掛の基本契約にあつては、6年）に満たないとき、又は25年を超えるとき。
- 4 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。ただし、更正後の基本年金額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額を下回るとき、又は加入限度額を上回るときは、同項の変更に関する取扱いをしません。
- 5 保険料払済契約への変更後にする保険料払込期間の短縮変更（保険料払込期間の満了の日を保険料払済契約への変更の効力発生日の翌日とするものに限ります。）の請求の場合には、基本年金額を更正しません。
- 6 第1項第1号の請求があつた場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、同項の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

(保険料払済契約への変更)

- 第20条 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合において、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込むことを要しません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。ただし、変更前の基本契約に係る未払保険料の額が責任準備金の額以上であるときは、同項の変更に関する取扱いをしません。

(保険料払済契約への変更の特例)

- 第21条 保険契約者が租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（以下「海外転勤継続適用申告書」といいます。）を提出しようとするときは、前条の規定により基本契約を保険料払済契約に変更することを要します。

(保険料払済契約の復旧)

- 第22条** 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、その基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更（以下「保険料払済契約の復旧」といいます。）を請求することができます。ただし、保険料払込期間を経過しているときは、その変更を請求することはできません。
- 2 保険契約者が前項の請求をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項本文の場合においては、会社の定めるところにより、基本年金額を更正します。この場合において、更正後の基本年金額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額を下回るときは、同項の請求に併せて、その年金額を当該最低年金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をすることを要します。
- 4 第1項の請求があった場合において、保険料払済契約に変更した日以後同項の変更の効力発生日の属する月の前月までに第3条の払込時期が到来した保険料については、これを払い込むことを要しません。

第9章 加入年齢の計算及び年齢又は性別の誤りの処理

（加入年齢の計算）

- 第23条** 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算します。この場合において、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- 2 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日（契約日から起算した1年ごとの応当日（その年にその応当日がない場合にあっては、契約日の属する月の1年ごとの応当月の末日の翌日）をいいます。以下同じとします。）ごとに、前項の年齢に1歳を加えて計算します。

（年齢又は性別の誤りの処理）

- 第24条** 保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢又は性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢又は性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定めるところにより、加入限度額を上限として基本年金額を更正します。この場合において、既に払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

第10章 解約

（解約）

- 第25条** 保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が前項の解約をしようとするときは、別表第3に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 3 第1項の解約は、次に掲げる場合にあってはその時に、次に掲げる場合以外の場合にあっては直後の月ごとの契約応当日にその効力を生じます。
- (1) 月ごとの契約応当日に解約の通知があったとき。
- (2) 保険料払済契約に変更した後において解約の通知があったとき。

（財形法上の不適格事由等による契約の解約）

- 第26条** 保険料払込期間の満了前に基本契約（第19条第5項に規定する保険料払込期間の短縮変更をしたものを除きます。）について次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める時に保険契約者から前条第1項の規定による解約の通知があったものとします。
- (1) 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄申告書（保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合にあっては、当該申告書）に記載した賃金の支払者（租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。）に係る勤労者に該当しないこととなったとき（転任又は退職した場合を除きます。） 当該賃金の支払者に係る勤労者に該当しないこととなった時
- (2) 保険契約者が転任又は退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき 当該2年を経過した時
- (3) 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求及びこれに基づく保険料の払込みがなかったとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 当該2年を経過した時
- (4) 保険契約者が法施行区域外に転居したとき（海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。） 転居した時
- (5) 海外転勤継続適用申告書を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき 当該事由に該当した時
- (6) 勤務先が財形終身年金保険の基本契約に係る事務を廃止したとき その旨の届出があった時
- (7) 基本契約が財形法に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき（第1号から第3号までのいずれかに該当するときは除きます。） 当該事実が生じた時

第11章 返戻金の支払及び無効保険料の払戻し

（返戻金の支払）

- 第27条** 次に掲げる場合において、返戻金があるときは、保険契約者は、その支払を請求することができます。
- (1) 基本契約の解除又は解約の通知
- (2) 基本契約の失効
- (3) 年金支払事由発生前の被保険者の死亡
- 2 前項の返戻金の額は、会社の定めるところにより、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

（無効保険料の払戻し）

- 第28条** 基本契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者が善意であり、かつ、重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができます。

第12章 契約者配当

(契約者配当金の割当て)

第29条 会社は、会社の定めるところにより積み立てた契約者配当準備金（以下「準備金」といいます。）の中から、毎事業年度末に、会社の定めるところにより、当該事業年度末において効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。

2 前項のほか、基本契約の契約日から起算して会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定めるところにより、準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(契約者配当金の支払)

第30条 年金支払事由発生前において前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日（年金支払事由発生前に限ります。）において効力を有する基本契約（月ごとの契約応当日に基本契約の解除又は解約の通知があった基本契約を除きます。）に限り、その月ごとの契約応当日（基本契約の契約日から起算して1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日）から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

2 前条第1項の規定により割り当てた契約者配当金のうち、前項の規定に該当しなかった契約者配当金（翌事業年度中に年金支払事由発生日又は年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち、第4項の規定により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。）は、準備金に繰り入れます。

3 年金支払事由発生前において次に掲げる事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金（次に掲げる事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。）を支払います。

- (1) 被保険者の死亡
- (2) 基本契約の解除又は解約の通知
- (3) 基本契約の失効

4 年金支払事由発生日又は年金支払期間（継続年金を支払っている保証期間を含みます。）内の年ごとの年金支払事由発生応当日が到来したときは、契約者配当金（年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。次項において同じとします。）を年金の保険料に充て会社の定めるところによりその年金を積み増すことにより支払います。

5 前項の規定による積増年金は、契約者配当金を保険料に充てた日から年金の支払をするものであって、その日において基本契約について支払われるべき基本年金と同じものとします。

6 前条第2項の規定により割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

第13章 譲渡禁止

(譲渡禁止)

第31条 年金受取人又は年金継続受取人は、年金、継続年金、返戻金又は契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第14章 控除支払

(控除支払)

第32条 年金、継続年金、返戻金、契約者配当金又は払い戻す保険料を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料その他会社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額から差し引きます。

第15章 年金の支払の請求等

(年金の支払の請求等)

第33条 年金受取人又は年金継続受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社に通知してください。

2 年金継続受取人の代表者が、年金継続受取人の死亡の事実を知ったときは、前項の規定を準用します。

3 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金（以下「年金等」といいます。）の支払の請求をしようとするときは、会社の定めるところにより、別表第3に定める必要書類を会社に提出して請求してください。

4 年金等は、前項の必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社又は会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認その他の事由により時日を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。

5 会社は、事実の確認をするため、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人が会社の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは年金等の支払は行いません。

6 保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に通知できないときにおいては、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、年金受取人又は年金継続受取人に到達したものとみなします。

7 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(時効)

第34条 年金等の支払を請求する権利は、その年金等の支払事由が生じた日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効によって消滅します。

別表第1 重度障害の状態

(1) 重度障害の状態は、次のとおりとします。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 両眼が失明したもの |
| 2 | 言語又はそしゃくの機能を全く廃したもの |
| 3 | 精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの |
| 4 | 両上肢を手関節以上で失ったもの |
| 5 | 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く廃したもの |

- 6 両上肢の用を全く廃したものの
- 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったものの
- 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く廃したものの
- 9 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢を足関節以上で失ったものの
- 10 1上肢及び1下肢の用を全く廃したものの
- 11 両下肢を足関節以上で失ったものの
- 12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く廃したものの
- 13 両下肢の用を全く廃したものの

(2) 前号の表の適用については、次のとおりとします。

ア 重度障害

前号の表に掲げる重度障害は、いずれも、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

イ 眼の障害

(7) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。

(4) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。

ウ 言語、そしゃくの障害

(7) 「言語の機能を全く廃したもの」とは、音声又は言語をそう失したものをいいます。

(4) 「そしゃくの機能を全く廃したもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。

エ 精神、神経、胸腹部臓器の障害

「精神、神経又は胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経又は胸腹部臓器に器質的又は機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

オ 上肢の障害

(7) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、又は上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(4) 「上肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節及び手関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

カ 下肢の障害

(7) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、又は下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。

(4) 「下肢の用を全く廃したもの」とは、3大関節（股関節、膝関節及び足関節をいいます。）全部の用を全く廃したものをいいます。

別表第2 療養を要する状態

療養を要する状態は、次のとおりとします。

- (1) 医師の治療を受けている状態
- (2) 医師の指示に基づき静養している状態（前号に該当する場合を除きます。）

別表第3 必要書類

(1) 年金等の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

ア 年金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第9条、第33条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
継続年金の支払（第10条関係）	年金継続受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金継続受取人の戸籍抄本 4 年金継続受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 5 保険証券
年金の上乗支払（第12条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証 3 会社所定の医師の診断書 4 配偶者であることを証明するに足る書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。） 5 年金受取人の戸籍抄本 6 年金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 7 保険証券

イ 返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除若しくは解約又は失効による返戻金の支払（第27条）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

関係)		
被保険者の死亡による返戻金の支払（第27条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券

ウ その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
年金受取人等の代表者の指定（その変更を含む。）（第17条関係）	年金受取人又は年金継続受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人又は年金継続受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約の変更（第19条、第20条、第22条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税年金貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 4 保険証券
解約（第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
無効保険料の払戻し（第28条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の書類が基本契約の締結時に既に提出されている場合その他会社が定める場合には、同号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 第1号の書類のうち、契約の変更及び解約に係るものは、勤務先を経由して会社に提出してください。

(4) 勤務先が事務代行団体に基本契約に係る事務を委託している場合は、前号の書類は勤務先及び事務代行団体を經由して会社に提出してください。

約 款

(お取扱いに関する約款)

お取扱いごとにご覧いただく約款が異なります。

約 款 名 称	
指定代理請求特則条項	P78

お取り扱いに
関する約款

指定代理請求特則条項

(平成20年7月2日制定)

(趣旨)

第1条 この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定又は指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

(特則の付加)

第2条 この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際に又はその締結後に、基本契約に付加することができるものとします。

(特則の対象となる保険金等の請求)

第3条 この特則の対象となる保険金等は、次に定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる保険金等（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等及び被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）の請求
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- (3) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による死亡保険金の支払に係る重度障害の通知

(指定代理請求人の指定又はその変更)

第4条 この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 被保険者と同居し、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項各号の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。
- 3 保険契約者が前項の指定の変更をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項又は第2項の指定又は指定の変更は、保険証券に記載を受け、又はその指定若しくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第5条 第3条に定める保険金等の受取人（重度障害による死亡保険金に係る重度障害の通知又は保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者。以下同じとします。）が保険金等の請求をできない次の各号に定める事情があるときは、指定代理請求人が、別表に定める必要書類及びその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、前条第1項各号に掲げる範囲内の者であることを要します。
- 3 第1項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の規定に該当する事由を含みます。）を生じさせた者若しくは故意に被保険者を重度障害による死亡保険金の支払いに係る重度障害状態に該当させた者又は故意に保険金等の受取人を同項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

(告知義務違反等による契約の解除等)

第6条 この特則が付加されている場合において、基本契約（契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。）若しくは基本契約に付加されている特約（同特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。）の告知義務違反による解除、重大事由による解除又は加入限度額超過による解除について、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者若しくはその法定代理人に通知できないときは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款（その基本契約に付加されている特約の特約条項及び契約変更に関する特則条項を含み、以下「主約款等」といいます。）に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特則の解約)

第7条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

- 2 前項の規定によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- 3 保険契約者が第1項の解約をしようとするときは、別表に定める必要書類を会社の本社又は会社の指定した場所に提出してください。
- 4 第1項の場合においては、第4条第4項の規定を準用します。

(主約款等の規定の準用)

第8条 この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等の規定を準用します。

(基本契約が夫婦保険等の場合の特則)

第9条 この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険又は据置夫婦年金保険の基本契約（主たる被保険者又は配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約及び配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。）に付加した場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 第2条及び第7条第1項中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。

- (2) 第3条第2号中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除の規定に該当する事由に該当した被保険者」と、同条第3号中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- (3) 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の指定代理請求人として、それぞれ配偶者である被保険者及び主たる被保険者を指定してください。

(基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則)

第10条 この特則を財形積立貯蓄保険又は財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条第3号中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金又は死亡返戻金」と読み替えます。

別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要書類は、次の表に掲げるものとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者及び指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者又は指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書又は健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、前号の規定にかかわらず、同号の書類の一部の提出の省略又はこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

お手続きやご契約に関するお問い合わせ

- ☆ ご契約に関するご照会、お問い合わせなどの際には、必ず保険証券をご用意ください。
- ☆ プライバシーの保護のため、お問い合わせなどは保険契約者ご本人さまよりお願いいたします。

お電話でのお問い合わせやご相談

かんぽコールセンター

0120-552950（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後9時（土日休日は午後5時まで）

※1月1日～3日は除きます。

☆ ご相談内容によりサービスセンターに転送することになります。

☆ 土日休日の個別のご契約に関するご相談のご回答は翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口

受付時間：午前9時～午後5時（平日）

※12月29日～1月3日は除きます。

窓口でのお手続き

当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）の保険の窓口取扱時間は、土日休日（1月2日、1月3日および12月31日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。ただし、一部の郵便局では、窓口取扱時間を午後6時まで延長している場合や窓口取扱時間を変更している場合もございます。

詳しくは最寄りの当社の支店または郵便局（郵便局株式会社）にお問い合わせください。

インターネットによる加入申込相談受付・各種情報提供

かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

サービスセンターのご案内

ご加入いただきましたご契約につきましては、ご契約の締結、保険金・年金・返戻金の支払決定、ご契約の異動・変更、保険料の受入れ監査などに関する事務を行っているサービスセンターから各種のご連絡（ご通知）を差し上げることがあります。

なお、サービスセンターの名称、所在地および受持区域は、次のとおりです。

また、最新情報は、かんぽ生命のホームページをご確認ください。（次表の内容は平成21年7月現在のものです。）

（参考）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

名称・所在地	受 持 区 域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良 和歌山・鳥取・島根・岡山・広島 山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

支店のご案内

当社支店の業務取扱時間は、土日休日（1月2日、1月3日および12月31日を含む。）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなっております。

なお、最新情報は、かんぽ生命のホームページをご確認ください。（次表の内容は平成21年7月現在のものです。）

（参考）かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

区域名	名称		所在地
北海道	札幌支店	〒060-0041	札幌市中央区大通東2-1
	旭川支店	〒070-8799	旭川市六条通6-28-1
	函館支店	〒040-8799	函館市新川町1-6
	帯広支店	〒080-8799	帯広市西三条南8-10
東北	青森支店	〒030-8799	青森市堤町1-7-24
	盛岡支店	〒020-8799	盛岡市中央通1-13-45
	仙台支店	〒980-8797	仙台市青葉区一番町1-1-34
	秋田支店	〒010-8799	秋田市保戸野鉄砲町5-1
	山形支店	〒990-8799	山形市十日町1-7-24
	福島支店	〒960-0199	福島市鎌田字下田4-2
関東	茨城支店	〒312-0052	ひたちなか市東石川1-10-20
	土浦支店	〒300-8799	土浦市城北町2-21
	宇都宮支店	〒320-8799	宇都宮市中央本町4-17
	群馬支店	〒370-1201	高崎市倉賀野町1067-9
	さいたま支店	〒330-9797	さいたま市中央区新都心3-1
	熊谷支店	〒360-0037	熊谷市筑波3-195
	川越支店	〒350-1199	川越市小室22-1
	千葉支店	〒260-8799	千葉市中央区中央港1-14-1
	柏支店	〒277-0021	柏市中央町6-19
南関東	船橋支店	〒273-0012	船橋市浜町2-1-1
	横浜支店	〒231-8799	横浜市中区日本大通5-3
	藤沢支店	〒251-8799	藤沢市藤沢115-2
	川崎支店	〒210-8799	川崎市川崎区榎町1-2
	橋本支店	〒229-1199	相模原市西橋本5-2-1
東京	山梨支店	〒400-0199	甲斐市名取12-1
	日本橋支店	〒103-8799	中央区日本橋1-18-1
	麻布支店	〒106-8799	港区麻布台1-6-19
	上野支店	〒110-0014	台東区北上野1-10-14
	深川支店	〒135-8799	江東区東陽4-4-2
	新宿支店	〒160-0023	新宿区西新宿1-23-7
	巣鴨支店	〒170-0002	豊島区巣鴨4-26-1
	大森支店	〒143-8799	大田区山王3-9-13
	小金井支店	〒184-8799	小金井市本町5-38-20
八王子支店	〒192-0083	八王子市旭町9-1	

区域名	名称	所在地
信越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
	長岡支店	〒940-1106 長岡市宮内3-10-9
	長野支店	〒380-8797 長野市栗田801
	松本支店	〒390-0815 松本市深志2-1-9
北陸	富山支店	〒930-8799 富山市桜橋通り6-6
	高岡支店	〒933-8799 高岡市御馬出町34
	金沢支店	〒920-8797 金沢市尾張町1-1-1
	福井支店	〒910-8799 福井市大手3-1-28
東海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
	静岡支店	〒420-8799 静岡市葵区黒金町1-9
	名古屋支店	〒469-8797 名古屋市中区丸の内3-2-5
	北名古屋支店	〒481-8799 北名古屋市弥勒寺西2-33
	春日井支店	〒486-8799 春日井市柏井町3-102-1
	岡崎支店	〒444-8799 岡崎市戸崎町字原山4-5
	四日市支店	〒510-8015 四日市市松原町5-42
近畿	京都支店	〒600-8799 京都市下京区東塩小路町843-12
	大津支店	〒520-0056 大津市末広町7-1
	大阪支店	〒530-8797 大阪府中央区北浜東3-9
	大阪南支店	〒542-8799 大阪府中央区東心斎橋1-4-2
	布施支店	〒577-8799 東大阪市永和2-3-5
	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	奈良支店	〒630-8115 奈良市大宮町7-1-33
	和歌山支店	〒640-8152 和歌山市十番丁19
	神戸支店	〒650-8799 神戸市中央区栄町通6-2-1
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
中国	鳥取支店	〒680-8799 鳥取市東品治町101
	松江支店	〒690-8799 松江市東朝日町138
	岡山支店	〒700-8799 岡山市北区中山下2-1-1
	福山支店	〒720-8799 福山市東桜町3-4
	広島支店	〒730-8797 広島市中区東白島町19-8
	防府支店	〒747-8799 防府市佐波2-11-1
四国	徳島支店	〒770-0856 徳島市中洲町1-42-1
	高松支店	〒760-0025 高松市古新町8-1
	松山支店	〒790-8797 松山市宮田町8-5
	高知支店	〒780-8799 高知市北本町1-10-18
九州	福岡支店	〒810-8799 福岡市中央区天神4-3-1
	北九州支店	〒802-8799 北九州市小倉北区萩崎町2-1
	佐賀支店	〒849-8799 佐賀市高木瀬西3-2-5
	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	佐世保支店	〒857-0863 佐世保市三浦町3-3
	熊本支店	〒860-8797 熊本市城東町1-1
	大分支店	〒870-8799 大分市府内町3-4-18
	宮崎支店	〒880-0002 宮崎市中央通3-30
沖縄	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8
	那覇支店	〒900-8799 那覇市壺川3-3-8

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの頁

- ご加入の制限について 11
- ご契約のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について . . . 12
- ご契約の責任開始時について 13
- 保険料のお払込方法（経路）について 23
- 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について 24
- ご契約の解約と返戻金のお支払いについて 25
- 保険金などをお支払いできないときについて 33

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、保険料の受領など社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、この冊子は、後ほどお渡しする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するお問い合わせにつきましては

かんぽコールセンター ここにきこう
0120-552950

取扱店名・電話番号等

株式会社かんぽ生命保険
本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2

ホ00040(21.8・FJP)



18000400010004